

M & A実務〔2018年度以前入学者〕

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 前田修志

<授業の目的と到達目標>

本授業の目的は、企業がM&Aをおこなう際の手続や流れを踏まえ、実務における法的問題点について検討するところにある。具体的には、①M&Aの目的や基本的概念を知り、②M&Aを実際におこなう場合の手続上のポイントを理解する。そして、③近時におけるM&Aをめぐる裁判例を題材として、その法的問題点を探ることにある。

<科目の概要と方針>

企業がM&Aをおこなうにあたっては、株主や会社債権者などの企業に関わる利害関係人との関係性をきちんと理解しておく必要がある。他方で、M&Aの実務では、金融商品取引法、税法といった法領域における問題点や、経済的な効果の分析も不可欠の要素となっている。本科目では、裁判例や具体的なM&Aの事例分析を通じて、M&Aの実務に関する基本的理解が得られるよう各回のテーマを設定する。裁判例や事例の分析においては、参加者の主体的な参加を求める。

<科目の内容>

第1講 M&Aの目的、M&Aの各手法とその特徴

主な内容：M&Aの目的と株式取得、事業譲受、合併などのM&Aの各手法の比較・分析

ねらい：企業がM&Aをおこなう目的とは何かを理解するとともに、株式取得、合併などM&Aの各手法（スキーム・ストラクチャー）の特徴と利害関係人に与える影響を整理する。

第2講 M&A契約締結の基本的流れ

主な内容：M&A契約を締結するまでの基本的流れ

ねらい：M&Aが実際におこなわれる際の手続の流れとその目的、意義の概要を理解する。

第3講 M&Aの手続（1）

主な内容：スクリーニング、デューデリジェンスにおける注意点

ねらい：M&Aの実務においておこなわれているスクリーニングやデューデリジェンスの概要を理解するとともに、そこでの法的問題点を整理する。

第4講 M&A契約をめぐる諸問題（1）

主な内容：基本合意における問題点

ねらい：M&Aが基本合意に至った際における独占交渉条項につき、裁判例を題材に、その法律上の問題点を検討する。

第5講 M&A契約をめぐる諸問題（2）

主な内容：表明保証条項、補償責任にかかる問題点

ねらい：表明保証条項や補償責任にかかる裁判例の検討を通じて、M&A契約の当事者間における法的紛争の状況について理解する。

第6講 M&Aの手続（2）

主な内容：クロージング、PMIの注意点

ねらい：M&AのクロージングやPMIの際の注意点について法的見地から分析する。

第7講 M&Aの手続（3）

主な内容：買収価格（M&Aの対価）の算定方法

ねらい：市場価格法、DCF法など、M&Aにおける買収価格（対価）の具体的算定過程で利用される各方法について、具体的な事例分析を通じてそれらの特徴を理解する。

第8講 M&Aの手続（4）

主な内容：買収価格をめぐる株主の保護

ねらい：反対株主の株式買取請求における価格決定申立に関する裁判例を題材に、買収価格の相当性にかかる株主の地位について検討する。

第9講 M&Aと税法・独占禁止法

主な内容：M&Aを実施する場合の税務上の問題点、独占禁止法における企業結合規制の概要

ねらい：①適格組織再編税制を中心に、M&Aに関する税務上の問題点を整理する、②独占禁止法の企業結合規制の概要を理解する。

第10講 M&Aと金融商品取引法

主な内容：金融商品取引法における公開買付規制及びインサイダー取引規制

ねらい：①M&Aの際に利用される公開買付に関する諸規制を理解する、②M&Aにまつわるインサイダー取引事例を題材に、規制の概要、法的問題点を整理・検討する。

第11講 企業買収

主な内容：友好的企業買収、敵対的企業買収、買収防衛策

ねらい：①新株発行など友好的な企業買収がおこなわれる場面における法的問題について検討する、②敵対的企業買収がおこなわれる背景と、企業が導入している買収防衛策の具体的な方法及びその法的問題点について理解する。

第12講 詐害的会社分割（濫用的会社分割）（1）

主な内容：詐害的会社分割の態様、詐害的会社分割に対する商法・会社法における債権者保護

ねらい：詐害的会社分割の態様とその法的問題点を整理し、詐害的会社分割を抑止するための法制度のあり方について検討する。

第13講 詐害的会社分割（濫用的会社分割）（2）

主な内容：詐害的会社分割に対して債権者がとりうる法的手段

ねらい：裁判例を題材に、詐害的会社分割の態様とその法的問題点を整理し、民法上の詐害行為取消権、破産法上の否認権、法人格否認の法理などによる解決策の相当性を検討する。

第14講 M&Aを通じた企業グループの形成と法的問題

主な内容：企業グループ形成後の法律関係

ねらい：株式取得などの方法を用いたM&Aを通じて企業グループが形成された場合におけるグループ企業間の法律関係について整理する。

第15講 M&Aの事例分析

主な内容：M&Aの事例分析

ねらい：第14講までの講義内容を踏まえ、具体的なM&Aの事例分析をおこないながら、その法的問題点について整理・検討する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②授業内課題（レポート・小テスト）20%、③平常点（質疑応答や出席点を含む平常の授業態度）10%とする。

金融商品取引法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 松岡啓祐

<授業の目的と到達目標>

金融商品取引法について、その規制内容と法的な問題点を深く理解させる。その具体的な内容には、上場会社等を中心とする情報開示（ディスクロージャー）の規制（発行市場・流通市場・大量の株式の取引（企業買収等）、公認会計士・内部統制システム等の制度、不公正な取引（インサイダー取引、相場操縦等）の規制、不当な勧誘の規制（説明義務等）等の検討が含まれる。

そうした金融・資本市場を担う金融商品取引法の具体的な検討に当たっては、会社法やその他の関連法規の内容と制度趣旨（投資者保護・公正な市場ルール等）を理解するとともに、実務上重要となる論点を適確に把握できる能力を涵養する。さらに、金融商品取引法を巡る紛争解決については、代表的な裁判例に関して多角的な検討を加えて、説得力のある解決を図るための法的思考力を修得させる。

<科目の概要と方針>

証券市場（株式市場）を支える法である金融商品取引法の規制内容と問題点を学習する。商法・会社法を基礎として、よりビジネス・ローの実践的な能力を養成する。

授業方法は、いずれの回も双方向の対話型・ソクラテックメソッドによる質疑応答を中心に行い、商法や金融商品取引法（適宜、「金商法」という）の基本的な理解ができているかを確認しながら、適時に、問題（ケース等）を提示し、法的思考能力や分析能力の養成を図る。金商法は企業実務によるニーズが非常に高いため、法理論的な側面とともに、実務的側面についても深く考えさせる授業としたい。

授業に際しては、毎回の授業で扱う範囲について、担当教員が事前に指定する。そこで、指定された教科書および予め指示された複数の文献（判例を含む）を熟読し、また、事前に提示した説例や課題を検討したうえで、授業に出席することになる。基本的なテキストには、松岡啓祐『最新金融商品取引法講義』（中央経済社）を使用する。

<科目の内容>

第1講 金融商品取引法の全体像

主な内容：金融商品取引法の全体像、歴史的経緯、法秩序のなかでの位置づけ等

ねらい：まず全15講にわたる本授業の全体像を理解し、金融商品取引法の規制対象である証券市場（マーケット）が担っている社会経済的役割と金商法の概容を把握させる。そして金商法と関わりの深い商法・会社法や独占禁止法との関係について、比較検討する。

第2講 金融商品取引法の仕組み・目的・会社法との関係

主な内容：金融商品取引法の仕組み、法目的、情報開示の総論等

ねらい：第1講の全体像を踏まえて、金商法の目的や情報開示規制の意義と役割を考えながら、金融・資本市場はどのように規制されているのか、会社法との関連分野等も検討する。

第3講 金融商品・有価証券概念とデリバティブ・様々な証券化金融商品

主な内容：金融商品・有価証券の概念とその機能、デリバティブ・不動産等の証券化金融商品

ねらい：金商法上の有価証券（セキュリティ）という概念の独自性と役割を検討し、デリバティブ（金融派生商品）や、金融の証券化（セキュリタイゼーション）ないし資産の流動化等という手法を用いた様々な証券化金融商品の仕組みと法規制を学んでいく。

第4講 市場の区分と上場企業等による株式・社債等の発行規制

主な内容：発行市場と流通市場、発行市場の役割と法規制（目論見書等の開示）等

ねらい：証券取引所で取引される上場企業等による株式や社債等の発行に関わる規制の全体像を検討するなかで、発行市場と流通市場の区別、特に発行市場における目論見書等の開示規制や統合開示制度等の役割を考えさせ、あるべき発行市場規制を探る。

第5講 企業情報等の開示（ディスクロージャー）規制—連結・四半期報告書等を含む—

主な内容：流通市場の開示規制、定期的・臨時的開示、連結開示、四半期報告書、会社法との異同

ねらい：発行市場に続いて、証券市場の中心である流通市場における情報開示規制の法制度を学ぶ。ここでは開示の目的・対象、方法、時期、種類、商法・会社法との異同等について検討したうえで、連結開示や四半期報告書に関しても理解させる。

第6講 粉飾決算と公認会計士等の責任に関する法規制

主な内容：粉飾決算の意義、関連する法規制、公認会計士等の責任と改革、内部統制、様々なケース

ねらい：正確な情報開示を担保すべき監査制度について、多発する粉飾決算の事例を視野に入れながら、公認会計士制度や企業の内部統制といった法制度の考え方を習得させる。

第7講 企業買収（M&A）ルール（1）、株式公開買付（TOB）制度

主な内容：公開買付制度、自社株取得での利用、様々なケース、法改正の経緯

ねらい：企業買収（M&A）において近時かなり利用されている金商法27条の2以下に規定される公開買付けの意義と沿革を学ぶ。そして、具体例を踏まえながら、公開買付者に対する情報開示規制の詳細な規制の内容を認識させる。

第8講 企業買収ルール（2）、株式等の大量保有報告書制度（5%ルール）

主な内容：公開買付けの行為規制、大量保有報告書制度の意義、法規制の具体的内容

ねらい：公開買付けの行為規制等について検討を加えるとともに、大量の買占め情報に関する情報開示手段である金商法27条の23以下の大量保有報告書制度の意義と内容を教授する。

第9講 インサイダー取引規制（1）

主な内容：インサイダー取引の意義、適用要件、罰則、歴史的経緯および様々なケース

ねらい：証券市場における不正行為の代表例であるインサイダー取引規制について、数多くの裁判例等を取り上げながら、金商法166条等の規制の意義、適用要件、罰則および歴史的経緯について検討し、今後の法改正の動向も示唆する。

第10講 インサイダー取引規制（2）、証券市場の規制監督機関

主な内容：インサイダー取引と損害賠償責任、役員等の短期売買差益返還義務

ねらい：前回に引き続きインサイダー取引に関する適用要件等の論点を扱う。また、インサイダー取引を防止する目的を持つ金商法164条の役員・主要株主の短期売買差益返還義務について、最高裁判例にも触れながらその意義と問題点を探っていく。

第11講 相場操縦等の規制

主な内容：相場操縦等の意義、類型、要件、罰則および様々なケース

ねらい：主要な不正行為である相場操縦（不正な株価操作）について、具体的判例等も取り上げながら、金商法159条等の適用要件（誘引目的・変動取引等）、類型、罰則等を検討する。

第12講 風説の流布・偽計等の規制

主な内容：風説の流布・偽計等の意義、法規制の内容等

ねらい：近時、不正行為として注目される風説の流布や偽計の法規制について、金商法上の具体的な規制内容を検討する。規制の要件や効果、具体例の検討等が重要となる。

第13講 不当勧誘規制（1）—金融商品販売法等を含む—

主な内容：適合性ルール、説明義務等

ねらい：訴訟が全国で相次いでいる証券会社による不当な勧誘行為の規制について、金商法の様々なルールを中心に学んでいく。そこでは多数に上る裁判例の動向、過失相殺の問題等を考える。金商法の視点と金融商品販売法や消費者契約法との異同等も検討する。

第14講 不当勧誘規制（2）

主な内容：損失保証・補てんの禁止等

ねらい：不当勧誘の規制のうち、損失保証や損失補てんの禁止、違反の場合の責任等について、実際の事例にも触れながらその問題点を学んでいく。金融ADRも取り上げる。

第15講 行政上の規制・自主ルールと全体のまとめ

主な内容：金融庁等の法規制、行政上のルール、自主ルール、改正の動向等

ねらい：証券市場の監督主体である金融庁、証券取引等監視委員会、自主ルール等について、その法規制の在り方について学習する。また、「金商法」の法体系全体のまとめを行う。

<成績評価方法>

成績評価は、①論述試験（期末試験）、②平常点（質疑応答、報告等）で行う。その比率は、①を70%、②を30%とする。

保険法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 遠山 聡

<授業の目的と到達目標>

保険法ならびに関連する法律分野（民商法、消費者契約法、保険業法など）に定める関連規定の体系的知識を習得し、重要な問題についての判例・学説を理解している。具体的には、損害保険契約および生命保険契約、傷害疾病定額保険契約の当事者と関係者・内容・成立・終了、各保険契約に関する保険事故と保険金等の請求手続など保険法の概要、制度目的を理解したうえで、保険法や普通保険約款に関する解釈論を通じて、保険契約関係において生じる様々な紛争の解決に至る道筋を論理的に説明することができる。また併せて、様々な制度的問題を踏まえて、保険法や普通保険約款に対する立法論的な検討を加えることができる。

<科目の概要と方針>

保険法の規制内容を対象とするが、それに関連する諸法（一般法である民商法のほか、保険業法、消費者契約法など）、普通保険約款などの契約条項も扱ふ。授業ではあらかじめ保険法の体系的講義を行った後に、重要判例に基づく事例式の問題を出題し、当該問題に関連する裁判例の分析などを通じて保険法理論の理解を深める。

<科目の内容>

第1講 保険制度および保険法の概要

主な内容：保険の技術的性格や保険事業の特徴、保険法の目的、片面的強行規定の意義など

ねらい：保険制度全般に係る基本的知識を得る。

第2講 保険法と普通保険約款

主な内容：保険契約の定義と種類、契約当事者・関係者、普通保険約款の拘束力など

ねらい：保険法が規定する保険契約に関する基本的知識の習得。普通保険約款の意義や法的性質、拘束力の根拠などについて検討する。

第3講 損害保険契約の内容

主な内容：損害保険契約の意義、保険価額と保険金額の関係、被保険利益など

ねらい：損害保険契約の基本要素である被保険利益概念、損害保険契約の内容に関する保険法や約款の規定内容と解釈のあり方について紛争事例を通じて検討する。

第4項 損害保険契約における利得禁止原則

主な内容：保険代位制度（残存物代位・請求権代位）、損益相殺、重複保険の処理など

ねらい：損害保険契約により被保険者が利得することを防止するための保険法や約款の規定内容と解釈のあり方について紛争事例を通じて検討する。

第5講 告知義務制度

主な内容：保険者による危険選択、告知義務の内容・義務違反の効果など

ねらい：保険制度の前提となる危険選択について保険法や約款はどのような規定を置いているか、またその解釈上の問題点について紛争事例を通じて検討する。

第6講 契約期間中の事情変更と保険者の解除権

主な内容：危険の増加や重大事由を理由とする解除、反社会的勢力排除条項など

ねらい：保険法上、保険者が契約関係から離脱（解除権行使）できる場合にはどのような場合があるか、またそこにはどのような解釈問題が生じうるか、紛争事例を通じて検討する。

第7講 生命保険契約の成立

主な内容：承諾前死亡、生命保険契約における告知義務、被保険者の同意など

ねらい：生命保険契約の成立要件・効力発生要件とともに、保険者および保険契約者・被保険者の保護をどのように調和させたかを理解するとともに、その解釈上の問題を検討する。

第8講 保険金受取人の地位

主な内容：保険金請求権の固有権性、保険金受取人の変更方法、権利の取得割合、介入権制度など

ねらい：生命保険契約・傷害疾病定額保険契約に基づく権利の性質を理解し、複数の権利者における権利の帰属の問題について、紛争事例を通じて検討する。

第9講 責任保険契約と被害者の保護

主な内容：責任保険契約における被害者の救済、専門家賠償責任保険など

ねらい：損害保険契約の一種である責任保険契約の特殊性を踏まえて、保険契約関係にない被害者の保護をどのように図るか、その他様々な責任保険契約の解釈問題を検討する。

第10講 自賠責保険と任意保険

主な内容：運行供用者責任と被害者の直接請求権、政府保障事業、自賠責保険と任意保険の違いなど

ねらい：自賠法に定める自賠責保険の概要について理解するとともに、自動車保険（とくに賠償責任保険）の関係者間の利害調整に関する解釈問題を、紛争事例を通じて検討する。

第11講 損害保険契約の保険金支払事由と免責事由

主な内容：「一定の偶然の事故」の意義、故意・重過失免責条項、主張立証責任など

ねらい：損害保険契約に定める保険金支払事由、免責事由を約款規定から正確に理解し、当該契約の保障範囲を適切に把握するとともに、関連する紛争事例の検討を行う。

第12講 生命保険契約の保険金支払事由と免責事由

主な内容：被保険者の自殺免責、保険金受取人等の被保険者故殺免責など

ねらい：生命保険契約に定める保険金支払事由を前提として、とくに免責条項の解釈問題について、紛争事例を通じて検討する。

第13講 傷害保険契約の保険金支払事由と免責事由

主な内容：傷害保険の3要素、被保険者の故意・重過失免責条項、免責の及ぶ範囲、主張立証責任など

ねらい：傷害疾病損害保険と傷害疾病定額保険の相違点を理解するとともに、保険金支払事由の内容と主張立証責任の所在について、紛争事例を通じて検討する。

第14講 地震保険と地震免責条項

主な内容：地震保険制度の概要、地震免責条項の意義、地震免責条項に関する情報提供説明義務など

ねらい：火災保険契約において、なぜ地震損害が免責とされているかを理解したうえで、地震免責条項に関する解釈問題などを、紛争事例を通じて検討する。

第15講 保険給付義務の履行期と消滅時効

主な内容：猶予期間（調査期間）の意義、消滅時効の起算点など

ねらい：保険給付義務の履行期はいつ到来するか（遅延損害金の起算点）、保険給付請求権の消滅時効期間はいつから進行するかなどの解釈問題について、紛争事例を通じて検討する。

<成績評価方法>

成績評価：①期末試験…80%

②平常点（質疑応答を含む平常の授業態度）…20%

独占禁止法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 大槻文俊

<授業の目的と到達目標>

ア 独占禁止法の法目的を理解すること。

イ 「事業者」、「一定の取引分野」、「競争の実質的制限」、「公共の利益」など、独占禁止法における基礎的な概念を理解すること。

ウ 2条5項（私的独占）、2条6項（不当な取引制限）および8条各号（事業者団体の違反行為）における構成要件（特に行為要件）について、解釈上の論点を理解するとともに、各規定の具体的な事例への適用の可否を判断できる能力を身につけること。

エ 企業結合審査の流れを把握し、企業結合の違法性判断における競争の実質的制限の判断方法を理解すること。

<科目の概要と方針>

独占禁止法の沿革や法目的など基礎的な事項について解説し、次に、独占禁止法で禁止される行為のうち、不当な取引制限、事業者団体による違反行為、私的独占、競争制限的な企業結合について解説し、独占的状态の規制にも触れる。また、不当な取引制限に関連して官製談合防止法についても触れることとする。法理論、違法性判断枠組み、法運用の実態などについて解説し、違反事例の検討も行う。独占禁止法Ⅱもあわせて履修することが望ましい。

授業の方法は、講義形式を基本とし、違反事例の検討においては適宜演習形式を併用する。

教科書：金井貴嗣ほか編『独占禁止法（第6版）』（弘文堂、2018年）

参考書：金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト（有斐閣、2017年）

<科目の内容>

第1講 独占禁止法の沿革、目的及び体系

主な内容：独占禁止法の基になった米国の反トラスト法について概略を紹介し、独占禁止法の制定に至る経緯と制定後の法改正等の状況について説明する。更に、独占禁止法1条に沿って独占禁止法の目的について解説する。また、独占禁止法の体系についても概観する

ねらい：独占禁止法が存在する意義について考えること。独占禁止法の体系の大枠を把握すること。

第2講 独占禁止法の執行等

主な内容：公正取引委員会の仕組み、事件処理手続、課徴金制度、刑事罰の規定、差止請求制度、損害賠償制度など、独占禁止法の執行に関わる事項について、全体像を簡潔に説明する

ねらい：独占禁止法の執行に関する仕組みの大枠を理解すること。併せて、事件処理手続について、現行制度と旧制度の違いを理解すること。

第3講 不当な取引制限（1）

主な内容：カルテル規制について事業者団体の規制も含めて解説した後、2条6項の構成要件について解説する。更に、入札と入札談合の仕組みを説明する。また、事業者の定義についても解説する

ねらい：カルテルの問題点を理解すること。入札談合の仕組みを理解すること。事業者とは何かを理解すること。

第4講 不当な取引制限（2）

主な内容：2条6項にある「共同して」の要件について解説する

ねらい：「共同して」の解釈において用いられる意思の連絡について理解し、意思の連絡の立証方法について理解すること。

第5講 不当な取引制限（3）

主な内容：2条6項にある相互拘束の要件について解説する

ねらい：相互拘束の解釈に関する学説や判例の流れを理解し、いかなる場合に相互拘束が認められるべきかについて考えること。

第6講 不当な取引制限（4）

主な内容：2条6項にある「一定の取引分野における競争の実質的制限」の要件について解説する

ねらい：一定の取引分野の画定方法を理解すること。競争の実質的制限の意義に関する判例の流れと学説における議論を理解し、競争が実質的に制限されているかどうかの判断方法について

て理解すること。

第7講 不当な取引制限（5）

主な内容：2条6項にある「公共の利益に反して」の文言について解説する。合わせて、行政指導と独占禁止法違反行為の関係についても説明する。更に、官製談合防止法について解説する
ねらい：「公共の利益に反して」の解釈に関する諸学説の違いを理解すること。行政指導が行われた場合の事業者の行為に関する違法性判断の在り方について考えること。官製談合防止法の意義や限界について理解すること。

第8講 事業者団体の規制（1）

主な内容：2条2項を中心として事業者団体とは何かを説明し、事業者団体の行為規制の概略を見る。次に、事業者団体が行うことを禁止される行為のうち8条1号について解説する
ねらい：どのようなものが事業者団体に当たるのかを理解すること。8条1号に違反する行為と2条6項に該当する行為の異同を理解すること。

第9講 事業者団体の規制（2）

主な内容：8条3号及び8条4号について解説する
ねらい：8条3号の「事業者の数を制限する」に当たるものとしてどのようなものがあるか、及び8条4号の「機能又は活動の制限」に当たるものとしてどのようなものがあるかを理解すること。8条1号、3号、4号の適用範囲の違いや適用の優先順位を理解すること。

第10講 私的独占（1）

主な内容：2条5項の構成要件について解説する
ねらい：2条5項にある排除行為とは何か、排除行為と正常な競争手段を分ける基準について考察すること。2条5項にある支配行為とは何かを理解すること。

第11講 私的独占（2）

主な内容：2条5項に該当するとされた行為のうち排除行為が行われた事例について検討する
ねらい：具体例を検討する中で、排除行為に関する理解を深めること。

第12講 私的独占（3）

主な内容：2条5項に該当するとされた行為のうち支配行為が含まれる事例について検討する
ねらい：具体例を検討する中で、支配行為に関する理解を深めること。排除行為と支配行為の関係及びこれらの行為と競争の実質的制限の関係について考えること。

第13講 市場集中規制（1）

主な内容：集中の規制の全体像を概観した後、企業結合審査ガイドラインにそって、公取委による企業結合審査の流れを説明し、合わせて問題解消措置、排除措置などについても解説する。更に、結合形態毎（株式保有、役員兼任、合併、共同新設分割と吸収分割、共同株式移転、事業譲受）に事前届出制度、事前届出の基準などについて解説する
ねらい：集中規制の全体像を把握する。企業結合審査の流れを理解すること。企業結合の事前届出制度における手続や届出基準について理解すること。

第14講 市場集中規制（2）

主な内容：企業結合審査における「一定の取引分野」の画定と「競争を実質的制限することとなる」か否かの判断方法について解説する。合わせて、幾つかの事例を取り上げて検討する。また、脱法行為の禁止についても解説する
ねらい：企業結合の違法性判断における「一定の取引分野」画定の特徴や画定における諸論点について理解すること。競争の実質的制限の判断方法について理解すること。事例の検討を通して更に理解を深めること。

第15講 一般集中規制と独占的状態の規制

主な内容：一般集中規制（9条、11条）及び独占的状態の規制（8条の3、2条7項）について解説する
ねらい：一般集中規制については、「事業支配力が過度に集中すること」に当たる場合としてどのようなものがあるかを理解すること。独占的状態の規制については、「独占的状態」とはいかなるものかを理解し、排除措置を命じるのに必要な手続等について理解すること。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②平常点（質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や授業における発言の内容の評価）30%とする。

独占禁止法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 大槻文俊

<授業の目的と到達目標>

- ア 不公正な取引方法の定義規定の全体像を把握し、各行為類型について、解釈上の論点を理解すること。
- イ 不公正な取引方法を定義する諸条項について、具体的な事例への適用の可否を判断できる能力を身につけること。
- ウ 独占禁止法適用の限界について考察し理解すること。
- エ 排除措置命令、課徴金納付命令などの行政処分内容及び刑事罰の内容を理解するとともに、事件処理の手続を理解すること。また、独禁法違反行為にかかわる民事的救済制度の論点を把握すること。

<科目の概要と方針>

独占禁止法Ⅰを履修したことを前提として講義を行う。不公正な取引方法、知的財産法と独占禁止法の抵触問題、独占禁止法適用の限界、独占禁止法の適用除外制度、国際的な取引が関連する場合の独占禁止法の適用問題、及び排除措置命令や課徴金などの諸手続について解説する。また、独占禁止法に関連する法律である下請法についても解説し、景品表示法にも触れる。法理論、違法性判断枠組み、法運用の実態などについて解説し、実際の違反事例の検討も行う。

授業の方法は、講義形式を基本とし、違反事例の検討においては適宜演習形式を併用する。

教科書：金井貴嗣ほか編『独占禁止法（第6版）』（弘文堂、2018年）

参考書：金井貴嗣ほか編『経済法判例・審決百選（第2版）』別冊ジュリスト（有斐閣、2017年）

<科目の内容>

第1講 不公正な取引方法（総論）

主な内容：不公正な取引方法の全般的な説明を行う。不公正な取引方法における法定の行為類型と指定の行為類型の異同、公正競争阻害性の意味、公正競争阻害性を表す文言の使い分け、公正競争阻害性と社会的相当性との関係について解説する

ねらい：不公正な取引方法の規制の概略を把握すること。

第2講 不公正な取引方法（再販売価格維持）

主な内容：流通取引慣行ガイドラインや裁判例等を参照しながら、再販売価格維持（2条9項4号）の「拘束」の意味について解説する。また、再販売価格維持行為の競争阻害効果について解説する

ねらい：いかなる場合に価格の拘束に当たるか、及びいかなる場合に相手方を拘束していると言えるか理解すること。ブランド内競争を制限することによる競争阻害効果とは何か考えること。

第3講 不公正な取引方法（排他条件付取引）

主な内容：排他条件付取引（一般指定11項）について、流通取引慣行ガイドラインの違法性判断基準を参照しながら、排他的供給取引を中心に解説する

ねらい：いかなる場合に排他条件を付けることに当たるのかを理解すること。排他的な条件を付けた取引により他の事業者が市場から排除される場合の競争阻害効果とはいかなるものか、考察すること。

第4講 不公正な取引方法（拘束条件付取引）

主な内容：流通取引慣行ガイドラインや審決にある事例を参照しながら、拘束条件付取引（一般指定12項）について、規制の対象となる多様な行為、及びそれら各行為の競争阻害効果について解説する。流通の川上にある事業者が川下にある事業者に拘束条件を付ける事例を主として取り上げる

ねらい：拘束条件付取引の主たる行為類型を理解すること。一般指定12項と2条9項4号及び一般指定11項との関係を理解すること。

第5講 不公正な取引方法（取引拒絶、抱合販売）

主な内容：取引拒絶（2条9項1号、一般指定1項及び一般指定2項）について、審決及び判決にある事例を参照しながら解説する。抱合販売（一般指定10項）についても、審決及び判決にある事例を参照しながら解説し、更に取引妨害（一般指定14項）との関連にも言及する

ねらい：不公正な取引方法としての取引拒絶と私的独占や不当な取引制限との違いを考えること。
及び、抱合販売の公正競争阻害性とはいかなるものかを理解すること。

第6講 不公正な取引方法（不当廉売、差別対価）

主な内容：不当廉売（2条9項3号、一般指定6項）について、不当廉売ガイドラインや審決にある事例を参照しながら解説する。また、差別対価（2条9項2号、一般指定3項）について解説する

ねらい：商品（又は役務）を低価格で販売することが違法となる理由について考えるとともに、不当廉売規制の問題点について理解すること。差別対価については、その競争阻害効果とはいかなるものかについて考えること。

第7講 不公正な取引方法（優越的地位の濫用）

主な内容：優越的地位の濫用行為（2条9項5号、一般指定13項）について、優越的地位とはいかなるものか、どのような行為が濫用行為に当たるか、及び濫用行為の公正競争阻害性とはいかなるものか、違法とされた事例を参照しながら解説する。また、下請法についても、その規制対象、同法特有の規定などについて解説する

ねらい：優越的地位の濫用の公正競争阻害性と他の不公正な取引方法の公正競争阻害性との違いを理解し、独占禁止法の中での位置づけを考えること。

第8講 不公正な取引方法（取引妨害、欺瞞的顧客誘引）

主な内容：取引妨害（一般指定14項）について、競争手段として不公正なものと自由競争を阻害するものの両方について、事例を参照しながら解説する。並行輸入の妨害にも触れ、輸入総代理店の機能とも関連づけて、その違法性について解説する。また、欺瞞的顧客誘引（一般指定8項）について、不当表示の問題を中心に解説し、景品表示法にも触れる

ねらい：一般指定14項と他の不公正な取引方法の規定の適用についての使い分けについて考えること。並行輸入の妨害を規制することの必要性を理解すること。商品・役務に関するいかなる表示が違法となるか理解すること。

第9講 知的財産法と独禁法

主な内容：独占禁止法21条によって独占禁止法の適用が除外される範囲について解説する。合わせて、知的財産利用ガイドラインや違法とされた事例を参照しながら、知的財産権に関連する独禁法違反行為について解説する

ねらい：知的財産法と独占禁止法の関係をいかにとらえるかべきかを考え、21条の「権利の行使と認められる行為」の意味を理解すること。知的財産の利用と関係する事業活動の拘束が、いかなる場合に独占禁止法に違反するかを理解すること。

第10講 独禁法の射程と限界

主な内容：政府規制がある事業分野（電気通信、電気、ガス、旅客運送その他）において、独禁法が適用可能な範囲について解説する。加えて、再販売価格維持の適用除外制度と協同組合に対する適用除外制度について解説する

ねらい：事業法など競争を一定程度制限する法律がある場合に、独禁法をどこまで適用すべきか考えること。著作物等の再販売価格維持行為を独占禁止法の適用除外とする制度の問題点について理解すること。

第11講 排除措置と事件処理手続

主な内容：排除措置の内容と既往の違反行為に対する排除措置命令について解説するとともに、審査、意見聴取、抗告訴訟などの手続についても幾つか論点を絞って解説する

ねらい：排除措置の内容を理解するとともに、いかなる場合に既往の違反行為に対して排除措置命令がなされるかを理解すること。意見聴取等の手続について理解を深めること。

第12講 課徴金制度

主な内容：独占禁止法違反行為のうちいかなるものが課徴金の対象となるのか、課徴金の計算方法（算定率の選択、実行期間の始期と終期など）、課徴金減免制度などについて解説する

ねらい：課徴金減免制度が作られた目的、その有効性について理解すること。不公正な取引方法を課徴金の対象とすることの妥当性について考えること。

第13講 刑事罰と民事的救済制度

主な内容：刑事罰については、両罰規定、専属告発制度、告発基準など主要な制度について解説し、刑事罰と関連が深い犯則調査手続にも触れる。民事的救済制度については、私人が独占禁止法違反行為の差し止めを請求できる制度と、独占禁止法違反行為を行った者に対する損害賠償請求制度について解説する

ねらい：独占禁止法違反行為者に刑事罰を科す制度の特徴を理解すること。私人が独占禁止法に関する訴訟を起こす際の問題点について考えること。

第14講 国際取引と独禁法

主な内容：複数の国の企業が共謀して行う国際カルテルの事例とそれに対する公正取引委員会の取組、独禁法の域外適用、各国の競争当局の間で締結される法の執行協力のための協定などについて解説する

ねらい：競争を阻害する行為に国内企業のほか外国企業が含まれている場合、また外国企業の行為がわが国の市場の競争に影響を与える場合、いかなる法の適用が可能か、そして他の解決手段としてどのようなものがあるかを理解すること。

第15講 まとめ

主な内容：独禁法の体系的整理を行い、新しい事件や問題について検討する

ねらい：独禁法を俯瞰的な視点からながめ、独禁法の個々の条文解釈や事例などの知識を、体系的に整理し理解すること。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②平常点30%（質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や授業における発言の内容の評価）とする。

労働法 I (基本領域)

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ(2単位)

法科大学院教授 石田 信平

<授業の目的と到達目標>

ア 労働法の体系と特殊性を理解する。

イ 労働契約の解釈について、重要な原則と基本的な視点を理解する。

ウ アとイに関する知識とともに、労働契約法と労働基準法の基本的知識およびそれらに関する裁判例の基本的な知識を修得する。

エ 労働基準法、労働契約法およびそれらに関する裁判例の基本的な視点や知識にそくして、事例問題を解く力を養う。

<科目の概要と方針>

受講生には、講義で扱う設例とそれに関連する裁判例あるいは文献を事前に配布する。受講生は、配布された裁判例や文献および事前に指定した教科書の該当頁を熟読することが求められる。

講義の進め方としては、講義で取り扱われるテーマに関して、20～30分程度で教員が解説・説明したうえで、受講生と教員との間で、事前に配布した設例や裁判例に関する質疑応答を行う。講義形式と演習形式を併用した形で進める。裁判例にそくした形で事例問題を解くための基本的な知識や視点を涵養することに重点を置いて講義を進める。

教科書：荒木尚志『労働法 第3版』(有斐閣、2016年)

大内伸哉『最新重要判例200』(弘文堂、2018年)

水町勇一郎・緒方桂子編著『事例演習労働法』(有斐閣、2017年)

参考資料：大内伸哉編著『労働法 演習ノート』(弘文堂、2011年)

<科目の内容>

第1講 労働法総論

主な内容：労働法の特异性、労働関係の特徴、労働法の体系など

ねらい：労働法規の解釈において重要となる視点を学ぶ。

第2講 労働者性

主な内容：労働基準法・労働契約法・労働組合法における労働者概念

ねらい：労働法の適用範囲を画する概念である「労働者」の判断基準を理解し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第3講 就業規則と労働契約

主な内容：就業規則と労働契約の関係、就業規則の周知、就業規則変更による労働条件の不利益変更、就業規則変更に伴った労働者同意の意義

ねらい：就業規則による労働条件決定の法理論を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第4講 解雇・退職・退職勧奨

主な内容：合意解約と退職、解雇権濫用規制、整理解雇の四要素、退職勧奨

ねらい：上記内容をめぐる法的な考え方を理解し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第5講 雇止め・期間途中の中途解約・変更解約告知

主な内容：契約期間の意義とそれに対する法規制、期間途中の中途解約、雇止めの効力、変更解約告知と留保付き承諾

ねらい：有期労働契約に対する法規制や変更解約告知の有効性に関する判断基準を理解し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第6講 採用・試用期間

主な内容：採用の自由、採用内定・内々定の法的性質、内定取消しの効力、試用期間の法的性質と効力、募集広告内容と労働契約内容の関係

ねらい：採用や試用期間をめぐる基本的な知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第7講 賃金と休職

主な内容：賃金請求権の発生要件、賃金に対する法的規制、賞与と退職金の保護規制、起訴休職の有

効要件

ねらい：上記内容を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第8講 懲戒（1）

主な内容：労働者の企業秩序遵守義務と懲戒権の法的根拠、懲戒処分の有効要件、私生活上の非違行為を理由とする懲戒処分、内部告発を理由とする懲戒処分

ねらい：懲戒権の法的性質や法的根拠論を理解するとともに、私生活上の非違行為や内部告発を理由とする懲戒処分の有効要件を学び、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第9講 懲戒（2）

主な内容：身なりや服装を理由とする懲戒処分、兼業を理由とする懲戒処分、経歴詐称を理由とする懲戒処分

ねらい：第8講で学習した懲戒処分の有効要件を再確認するとともに、身なりや服装を理由とする懲戒処分、兼業や経歴詐称を理由とする懲戒処分の有効要件を学び、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第10講 配転・出向・転籍

主な内容：配転・出向・転籍の法的根拠と有効要件、出向先と出向元の懲戒権の分配問題

ねらい：上記内容を修得して、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第11講 人事考課・降格

主な内容：人事考課の適法性と違法性、降格の有効要件、昇進・昇格をめぐる法的問題

ねらい：人事考課と降格、昇進、昇格をめぐる法律問題に検討を加えることによって、これらに関する法的理解を促進する。また、これらに関する具体的な労働紛争を解決できる力を養う。

第12講 労働時間

主な内容：労働時間の概念、時間外・休日労働命令の有効要件、定額残業代と労基法37条の割増賃金の関係

ねらい：労働時間法制や裁判例の考え方を理解して、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第13講 労働災害

主な内容：労災保険法と業務起因性、安全配慮義務違反・不法行為に基づく損害賠償請求、労災保険給付と損害賠償との調整

ねらい：上記内容を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第14講 傷病と契約終了

主な内容：私傷病休職命令と復職拒否の有効要件、私傷病を理由とする普通解雇の有効性、業務上の傷病を理由とする解雇制限

ねらい：上記内容に関する基本的な考え方を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第15講 雇用平等・ハラスメント・育児休業

主な内容：労働基準法上の差別禁止規制、男女雇用機会均等法、セクシュアルハラスメントに対する救済、育児休業取得に伴う不利益取扱いの効力

ねらい：上記内容を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

<成績評価方法>

期末試験（70%）と平常点（授業中の質疑応答や出席状況など、30%）で行う。

労働法Ⅱ（展開領域）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 石田 信平

<授業の目的と到達目標>

ア 労働組合法の解釈について、重要な原則と基本的な視点を理解する。

イ 労働法Ⅰ（基礎領域）で扱うことができなかった発展領域に関する基本原則を理解する。

ウ アとイに関する知識とともに、労働契約法、労働基準法、労働組合法に関する裁判例の基本的な知識を修得する。

エ 労働法規および労働契約の解釈に関して基本的な視点や知識にそくして、事例問題を解く力を養う。

<科目の概要と方針>

受講生には、講義で扱う設例とそれに関連する裁判例あるいは文献を事前に配布する。受講生は、配布された裁判例や文献および事前に指定した教科書の該当頁を熟読することが求められる。

講義の進め方としては、講義で取り扱われるテーマに関して、20分～30分程度で教員が解説・説明したうえで、受講生と教員との間で、事前に配布した設例や裁判例に関する質疑応答を行う。労働法Ⅰ（基礎領域）と同様に、講義形式と演習形式を併用した形で進める。裁判例にそくした形で事例問題を解くための基本的な知識や視点を涵養することに重点を置いて講義を進める。

教科書：荒木尚志『労働法 第3版』（有斐閣、2016年）

大内伸哉『最新重要判例200』（弘文堂、2018年）

水町勇一郎・緒方桂子編著『事例演習労働法』（有斐閣、2017年）

参考資料：大内伸哉編著『労働法 演習ノート』（弘文堂、2011年）

<科目の内容>

第1講 労働組合

主な内容：ユニオンショップ協定、チェックオフ、労働組合の統制権

ねらい：上記内容に関する法制度と裁判例の基本的な内容を理解し、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第2講 団体交渉

主な内容：団体交渉の担当者、団体交渉の対象事項、誠実交渉義務、共同交渉の可否、団交拒否の法的救済

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それらを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第3講 労働協約

主な内容：労働協約の不利益変更、労働協約の一般的拘束力、労働協約の解約、労働協約失効後の労働条件

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用できる力を養う。

第4講 ストライキ

主な内容：正当性の判断基準、正当性のない争議行為の法的責任、争議行為と賃金、違法な争議行為に関する労働者個人の責任、ロックアウト

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第5講 組合活動

主な内容：正当性の判断基準、施設管理権と組合活動、職務専念義務と組合活動、情宣活動の正当性

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを労働紛争に適用できる力を養う。

第6講 不当労働行為①——不利益取扱いと不当労働行為の主体

主な内容：採用拒否と不利益取扱い、不利益取扱いの意思、不当労働行為の主体、大量観察方式

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第7講 不当労働行為②——支配介入

主な内容：使用者の言論と支配介入、チェックオフの廃止や掲示板撤去と支配介入、支配介入行為の使用使用者への帰責、支配介入の意思

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第8講 不当労働行為③——その他の論点

主な内容：不利益取扱いと支配介入、併存組合と不当労働行為、会社解散と不当労働行為

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第9講 不当労働行為に対する救済命令と私法上の効果

主な内容：不当労働行為申立の要件、労働委員会の裁量権と救済命令の限界、労働組合法7条の私法上の効力

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第10講 労働契約上の付随義務

主な内容：労働者の秘密保持義務、兼業・競業避止義務、労働者の就労請求権

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第11講 労働者の人権

主な内容：採用における労働者のプライバシー保護、労働者のメールチェック・所持品調査、労働者に対する留学費用の返還請求

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第12講 ワークライフバランス

主な内容：年次有休休暇の時季指定権と時季変更権、年次有給休暇取得に伴う不利益取扱い、配置転換とワークライフバランス

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第13講 有期契約労働者・短時間労働者に対する均衡処遇原則

主な内容：非正社員と正社員の均衡処遇、定年後再雇用者の労働条件など

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第14講 組織変動

主な内容：事業譲渡と労働契約関係、会社分割と労働契約関係、法人格否認の法理、組織変動における不当労働行為

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

第15講 労働者派遣

主な内容：黙示の労働契約の成立要件、期間途中の解約の有効要件、派遣労働者の雇止め、派遣先に対する団体交渉

ねらい：上記内容に関する法的知識を修得し、それを具体的な労働紛争に適用する力を養う。

<成績評価方法>

期末試験（70%）と平常点（授業中の質疑応答や出席状況など、30%）で行う。

労働法演習

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 石田 信平

<授業の目的と到達目標>

ア 集团的労働法のリーディングケースに関する知識を修得する。

イ 集团的労働法のリーディングケースに関する議論を通じて、それぞれの労働判例の意義と射程を理解し、類似する事案に適用できるようになる。

ウ 演習参加者間の議論を通じて、労働判例を評価する多角的な見方を修得する。

<科目の概要と方針>

集团的労働法の裁判例を取り上げ、演習参加者で議論を行う。受講生の人数にもよるが、1回の授業につき、『労働判例百選（第9版）』（有斐閣、2016年）に掲載されている裁判例を2件取り上げることを予定している。報告担当者をあらかじめ割り当てるので、各受講生は、割り当てられた裁判例について、①事実の概要、②判旨、③評価、について簡単な報告を行うことが求められる。『労働判例百選（第9版）』（有斐閣、2016年）を教科書として用いる。なお、初回は、担当教員が2件の裁判例の報告を行う。

<科目の内容>

第1講 集团的労働関係における使用者、労働者

主な内容：朝日放送事件とINAXメンテナンス事件の検討

ねらい：集团的労働関係における使用者と労働者に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第2講 ユニオンショップ協定の効力、労働組合からの脱退の自由

主な内容：三井倉庫港運事件と東芝労働組合小向支部・東芝事件の検討

ねらい：ユニオンショップ協定の効力と組合脱退に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第3講 チェックオフ、就業時間中の組合活動

主な内容：エッソ石油事件と大成観光事件の検討

ねらい：チェックオフと就業時間中の組合活動に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第4講 ビラ貼り、書面性を欠く労使合意と労働協約

主な内容：国鉄札幌運転区事件と都南自動車教習所事件の検討

ねらい：ビラ貼り、書面性を欠く労働協約に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第5講 労働協約による不利益変更、労働協約の一般的拘束力

主な内容：朝日火災海上保険（石堂）事件と朝日火災海上保険（高田）事件の検討

ねらい：労働協約による不利益変更と一般的拘束力に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第6講 労働協約の終了と政治ストの正当性

主な内容：鈴蘭交通事件と三菱重工長崎造船所事件の検討

ねらい：労働協約の終了と政治ストの正当性に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第7講 ピケッティング、平和義務違反の争議行為

主な内容：御國ハイヤー事件と弘南バス事件の検討

ねらい：ピケッティングと平和義務違反の争議行為に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第8講 違法争議と損害賠償請求、賃金カットの範囲

主な内容：書泉事件と三菱重工業長崎造船所事件の検討

ねらい：違法争議における損害賠償請求と賃金カットの範囲に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

第9講 部分スト不参加者の賃金と休業手当、ロックアウト

主な内容：ノース・ウエスト航空事件と丸島水門事件の検討

ねらい：部分スト不参加者の賃金・休業手当とロックアウトに関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

- 第10講 組合内少数派の活動と「労働組合の行為」、査定差別の認定と救済
主な内容：北辰電機製作所事件と中労委（オリエンタルモーター）事件の検討
ねらい：組合内少数派の活動と査定差別の認定と救済に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。
- 第11講 組合員の不採用と不当労働行為、誠実交渉義務
主な内容：JR北海道・JR貨物事件とカール・ツァイス事件の検討
ねらい：採用拒否の不当労働行為該当性と誠実交渉義務に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。
- 第12講 使用者の言論、施設管理権の行使による支配介入
主な内容：プリマハム事件とオリエンタルモーター事件の検討
ねらい：使用者の言論および施設管理権行使による支配介入のリーディングケースの内容と射程を理解する。
- 第13講 使用者の中立保持義務、バックペイと中間収入
主な内容：日産自動車事件と第二鳩タクシー事件の検討
ねらい：使用者の中立保持義務とバックペイからの中間収入控除に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。
- 第14講 救済命令の限界、救済申立ての時間制制限
主な内容：ネスレ日本事件と紅屋商事事件の検討
ねらい：救済命令の限界と不当労働行為救済の時間的制限に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。
- 第15講 組合員資格の喪失と救済利益、団交を求める地位の確認
主な内容：旭ダイヤモンド事件と国鉄事件の検討
ねらい：労働組合の救済利益と団交を求める地位の確認に関するリーディングケースの内容と射程を理解する。

<成績評価方法>

期末試験（70%）と平常点（授業中の質疑応答や出席状況など、30%）で行う。

執行・保全法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 野村 秀敏

<授業の目的と到達目標>

- ア 民事保全法と民事執行法の基本構造の理解と基礎的知識の修得に努めさせ、簡単な事例問題を解くことができる力を涵養する。
- イ 基本的に、あらかじめ配布した概説的なペーパーに沿って授業を進めるが、それとは別個に配布した事例集の事例を取り上げて理解を深める一助にしたり、そこに掲げられている問題について質問して自分の力で考えることを促進する。
- ウ イのほか、民事保全法に関して、民事執行法の総論に関してそれぞれ小テスト（計2回）を実施し、授業の節目ごとに知識の整理・修得に努めさせるようにして、アの目標達成の手助けとする。

<科目の概要と方針>

この授業では、原則として既に民事訴訟法を履修した受講生を対象として、質疑・応答をも織り交ぜながら授業を進め、債権回収あるいは権利実現のための1つの手段である民事執行法、民事保全法の構造と理論の基礎につき、立体的な理解を得させることを目的とする。途中で2回程度小テストを行う。関連科目として倒産法Ⅰ（倒産法）の履修が望ましい。

予め配布するペーパーのほかに、一応、教科書として上原敏夫＝長谷部由起子＝山本和彦・民事執行・保全法〔第5版〕（2017年、有斐閣）、参考書として民事執行・保全判例百選（第2版）（2012年、有斐閣）を指定しておく。実際の重要性に鑑み、通例とは異なるが、民事保全法の方を先に取り扱う。

<科目の内容>

第1講 民事保全Ⅰ

主な内容：制度の概観、保全命令の申立てと審理

ねらい：民事保全の意義・種類、民事保全手続の構造・特質、保全命令の申立て・審理等を扱う。
債権者一方審尋の場合における主張・疎明責任の分配に関する事例を検討する。

第2講 民事保全Ⅱ

主な内容：保全命令の裁判、各種の仮処分

ねらい：保全命令の裁判の内容、仮処分の方法と満足的仮処分等を扱う。
事例に即し、不作為を命ずる仮処分に関する種々の問題点を検討する。

第3講 民事保全Ⅲ

主な内容：保全命令に対する不服申立て、仮差押えの執行

ねらい：保全命令に対する各種の不服申立てとそれら相互の関係、仮差押えの執行の方法と本執行との関係について、事例に即して考える。

第4講 民事保全Ⅳ

主な内容：仮処分の効力

ねらい：占有移転禁止の仮処分、処分禁止の仮処分等の執行と効力について、事例、書式例等に即して、具体的に考える。

第5講 民事（強制）執行総論Ⅰ

主な内容：小テスト、執行機関と違法執行に対する救済

ねらい：民事保全法に関する小テストを行う。
執行機関の種類、違法執行に対する救済について理解する。

第6講 民事（強制）執行総論Ⅱ

主な内容：債務名義の意義・種類、執行文の意義と必要性、執行開始の要件

ねらい：債務名義の意義・種類と執行文の意義・種類を理解させたい。それぞれに関連する若干の事例を検討する。

第7講 民事（強制）執行総論Ⅲ

主な内容：請求異議の訴え、執行文付与に関する救済

ねらい：債務名義に関わる救済である請求異議の訴えと、執行文付与に関して、債権者の救済である、執行文付与の拒絶に対する異議と執行文付与の訴え、そして、債務者の救済である、執行文付与に対する異議と執行文付与に対する異議の訴え、等々を検討する。

第8講 民事（強制）執行総論Ⅳ

主な内容：責任財産、財産開示手続、第三者異議の訴え

ねらい：責任財産の意義、財産開示手続の概略を理解し、第三者異議の訴えについては、特に異議事由について事例に即して検討する。

第9講 不動産執行Ⅰ

主な内容：小テスト、強制競売①

ねらい：民事（強制）執行総論に関する小テストを行う。

差押え、債権者の競合、売却の準備について学び、特に売却の準備に関連して売却のための保全処分に関する事例を検討する。

第10講 不動産執行Ⅱ

主な内容：強制競売②

ねらい：売却の条件、売却の手続、売却決定の手続について概観し、特に売却の条件に関しては具体的な事例を検討する。

第11講 不動産執行Ⅲ

主な内容：強制競売③、強制管理

ねらい：強制競売の最後として、売却の効果、配当等の手続を扱い、過誤配当と不当利得の返還請求に関する事例を検討する。強制管理の概略を理解する。

第12講 動産執行

主な内容とねらい：動産執行を概観し、その概略を理解する。

第13講 債権執行Ⅰ

主な内容：差押え、被差押債権の取立て

ねらい：被差押債権の特定、継続的給付債権に対する差押えの効力、取立訴訟に関する種々の問題を事例に即して検討する。

第14講 債権執行Ⅱ、非金銭執行

主な内容：転付命令、非金銭執行

ねらい：転付命令と非金銭執行について理解する。特に後者に関連し、明渡催告制度の概略と意義について学ぶ。

第15講 担保権実行手続と換価のための競売

主な内容：担保権の実行手続、換価のための競売

ねらい：担保権実行のための競売と強制競売の差異に関し、なぜそのようなになっているのかを含めて理解を得る。その際、民事執行法184条の意義と適用範囲を事例に即して検討する。担保不動産収益執行について具体的に学ぶ。

<成績評価方法>

①期末試験（70%）、②小テスト（20%）、③出席状況と授業中の発言（10%）により評価する。期末試験は短答式または穴埋め式と論文式を併用する。

倒産法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 野村 秀 敏

<授業の目的と到達目標>

ア 現在のわが国の倒産法制全体の概略と、それぞれがどのように利用されているかを理解させる。

イ 倒産法制全体の基本である破産法について、その基本的構造の理解と基礎的知識の修得に努めさせ、簡単な事例問題を解くことができるようにする。

ウ 手続のおおよその流れに関しては、「教材倒産法Ⅱ」（野村秀敏ほか編・信山社）の模擬事例に即して理解を深める。

エ 授業の流れに沿って、「教材倒産法Ⅰ」（野村秀敏ほか編・信山社）掲載の事例問題などの簡単な問題をヒントを与えながら解答させたり、解説を加えたりして、最終的な到達目標を意識させる。

<科目の概要と方針>

破産法を中心に、裁判所による倒産処理のための法制度の基本的構造と理論を体系的に理解させ、民事再生法とより高度な具体的問題について考察する倒産法Ⅱを履修するための前提となる体系的な知識の修得と涵養を目的とする。司法試験受験科目として倒産法を選択する者は倒産法ⅠとⅡを引続いて履修することが望ましいが、そうでない者は倒産法Ⅰのみを履修することにより、この分野全体についての基本的理解を得ることができる。

倒産の法的処理は倒産主体をめぐる実体的及び手続的法律関係が倒産という極限状態においてその真価を問われる場面であるといえる。そのような法律関係には民商事法はもちろん行政法から刑事法にいたるあらゆる法分野が含まれる。したがって、倒産法を理解するためにはこれら他分野の理解が前提になるとともに、これら他分野の法律関係が倒産手続のもとで一定の変更を受けるために、他分野の法を完全に理解するためにも倒産法の理解が不可欠であるという相互関係がある。例えば、倒産法を知らずして民法を完全に理解することは不可能である。そのため、倒産法は昔から最も難しい科目の一つと目されてきた。

倒産法には、このように、実体的法律関係を変更し創出する側面と裁判手続としての倒産手続を規律する側面の両面がある。前者を倒産実体法、後者を倒産手続法というがその限界は必ずしも明確ではない。本科目ではこの両者につき倒産処理手続の代表である破産法についての全般的な理解を得ることを目的とし、民事再生法の理解とより具体的な問題の検討は「倒産法Ⅱ」に譲ることとする。

授業は予め詳細なペーパーを配布し、それに沿って行うが、一応、教科書として伊藤眞著・破産法・民事再生法（第4版）（2018年、有斐閣）及び倒産判例百選（5版）（2013年、有斐閣）、野村秀敏＝若田順編・教材倒産法ⅠⅡ（2010年、信山社）を指定しておく。また、途中でレポートの提出を求めるほか、簡単な事例問題に即した質疑・応答を交えることもある。

<科目の内容>

第1講 倒産手続総論

主な内容：倒産処理制度の種類と沿革

ねらい：倒産手続の意義・理念、及び、各種倒産手続（清算型と再建型、法的倒産手続と私的倒産手続）の手続構造・特徴などを概説して、倒産処理の手続において適用されるべき規律についての理解を促す。

第2講及び第3講 破産手続の開始

主な内容：破産手続開始の要件と効力、開始の手続

ねらい：破産手続が開始されるための要件（とりわけ、破産原因）、及び、破産手続の開始の効力に関する問題を概観する。また、破産申立てから破産手続の開始決定がなされるまでに発令される保全処分をめぐる問題点もとりあげる。

第4講及び第5講 破産財団とその管理・換価、破産手続の機関

主な内容：破産財団、破産管財人、担保権の消滅請求

ねらい：破産財団の意義、破産手続の諸機関、とりわけ最も重要であると考えられる破産管財人をめぐる議論をとりあげる。破産管財人の法的地位をめぐる学説の意義、及び、破産管財人の第三者性に関する問題を検討する。破産財団の換価に関しては、担保権の消滅請求の制度が重要である。

第6講 破産債権

主な内容：破産債権の意義とその行使

ねらい：どのような債権が破産債権となり、破産債権はどのように行使されるのかといった問題をとりあげる。また、多数債務者がいる場合（たとえば、連帯債務者がいる場合）の破産債権の処理の仕方についても議論する。

第7講 財団債権

主な内容：破産債権と対比される財団債権の存在意義とその内容

ねらい：破産手続における財団債権の意義、財団債権の範囲、破産債権と財団債権との関係に関する議論をとりあげる。また、破産実務において、とりわけ問題となっている租税債権に関する問題もとりあげる。

第8講及び第9講 破産者をめぐる法律関係の処理

主な内容：双方未履行の双務契約、係属中の手続の処理

ねらい：倒産時に存在する契約関係は破産手続では何らかの形で変更を受けざるを得ず、契約の多様性に応じて重要かつ複雑な論点を提供している。ここでは売買や賃貸借など若干の典型的事例を中心に検討して問題点を明らかにする。訴訟や執行などの係属中の手続の処理も問題となる。

第10講 取戻権と別除権

主な内容：取戻権、別除権

ねらい：第三者が破産財団から自己の財産を取り戻す場合の規律に関する諸問題（取戻権をめぐる問題）、及び、破産における担保権者の処遇に関する諸問題（別除権をめぐる問題）を取り扱う。

第11講 相殺権と相殺禁止

主な内容：破産債権者の相殺権の範囲、相殺禁止の趣旨と範囲

ねらい：相殺は簡便な決済方法であるだけでなく、その可能性は債権者にとって担保と同様の機能があり、特に金融機関にとっては重要な債権回収手段である。破産法の最重要問題の一つである相殺禁止規定の解釈を中心に破産における相殺の問題点を理解させる。

第12講及び第13講 否認権

主な内容：否認の各類型と要件、否認権行使の効果

ねらい：破産手続開始前に流出した財産を取り戻すための制度である否認権は破産法分野において判例・学説が錯綜するところである。現行破産法によって変更された点に留意しつつ制度の趣旨を理解させる。

第14講及び第15講 破産債権の届出・調査・確定と配当

主な内容：破産債権の確定手続、配当手続

ねらい：破産債権の届出・調査の方法、破産債権の確定手続と配当の方法を概観する。

<成績評価方法>

出席状態、授業中の質疑、レポート、期末試験による。①期末試験の比重は70%とし、残り30%は②出席状態と授業中の質疑への対応・レポートの出来によって評価する。

倒産法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 野村 秀敏

<授業の目的と到達目標>

ア 再建（再生）型倒産処理手続の代表である民事再生法について、破産法との相違点を中心に、その基本構造の理解と基礎的知識の修得に努めさせ、簡単な事例問題を解くことができるようにする。

イ 手続のおおよその流れに関しては、「教材倒産法Ⅱ」（野村秀敏ほか編・信山社）の模擬事例に即して理解を深める。

ウ 「教材倒産法Ⅰ」（野村秀敏ほか編・信山社）掲載の事例問題などを素材として、高度な事例問題についてペーパーを作成させ、倒産法上の諸問題に関して自分の力で考えることのできる力を涵養することに努める。

<科目の概要と方針>

主として破産法を取り扱った倒産法Ⅰの履修を前提として、個人破産と民事再生法とを概観した後、より具体的な事例問題に即して破産法と民事再生法を勉強し、両者に関する理解を深めることを目的とする。教材としては、前半部分に関しては、予め配布した詳細なペーパーに沿って授業を行うが、一応、教科書として伊藤眞著・破産法・民事再生法（第4版）（2018年、有斐閣）及び倒産判例百選（5版）（2013年、有斐閣）、野村秀敏＝若田順編・教材倒産法ⅠⅡ（2010年、信山社）を指定しておく。後半に関しては、事例問題を検討する形で授業を進める。予め担当者に割り振ってペーパーを提出してもらい、それを基に議論を行うが、担当者以外の者にも質問をするので、全員が予習しておくことが必要である。ただし、時間の関係上、すべての分野の問題を検討することはできないので、どのような問題を取りあげるかは、当該の講の回の数回前に指示する。事例問題にある設問は限られているので、それらに受動的に答えるだけでなく、各自の質問を用意して積極的に授業を活性化して欲しい。

<科目の内容>

第1講及び第2講 民事再生（1）

主な内容：民事再生手続の趣旨・目的、開始原因、再生手続開始の効力、再生債務者の地位

ねらい：民事再生手続の趣旨・目的について概説する。そのうえで、破産手続における規律と対比しつつ、再生手続の開始原因、再生手続開始の効力、再生債務者の法的地位の問題などを検討する。

第3講及び第4講 民事再生（2）

主な内容：再生手続における関係人の地位、再生計画とその遂行

ねらい：破産手続と対比しつつ、民事再生手続における、再生債権、担保権、取戻権、別除権、否認権に関する問題を取り扱う。とりわけ、立法時から議論がなされている担保権消滅請求制度については詳しく検討する。再生計画の内容、認可決定に至るまでの手続、その遂行と挫折した場合の措置について学ぶ。

第5講 消費者破産

主な内容：破産同時廃止と破産免責

ねらい：今日の破産事件のほとんどはいわゆる消費者破産であり、そのうちの相当数は資産がないため同時廃止のうえ免責に至る。このような事件の大量処理がどのように行われているかについて理解させる。

第6講 個人再生手続

主な内容：小規模個人再生、給与所得者等再生、住宅ローンの特則

ねらい：消費者破産に代替する個人再生手続の存在価値とその手続の特徴を理解させる。

第7講 事例問題（1）倒産手続の開始

主な内容とねらい：再生手続の倒産法制全体の中での位置づけ、開始申立てにまつわる問題点、開始決定までに生ずる問題に関する設問を検討する。

担当者は割り当てられた教材の設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

第8講 事例問題（2）債権の種類・優先順位

主な内容：財団債権・共益債権・優先債権・劣後債権、多数当事者の債権をめぐる諸問題

ねらい：優先的に処遇される租税債権や労働債権や劣後的に処理される債権等の必然性と政策性、

保証債務や連帯債務をめぐる倒産手続上の取扱いについて、具体的事例を通じて問題点を理解させる。

担当者は割り当てられた教材の設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

第9講 事例問題（3）債権の届出・調査・確定

主な内容：倒産債権の届出の方法、調査・確定の方法、確定の効果

ねらい：倒産債権の届出はどのように行うか、届出期間に後れるとどうなるか、債権調査はどのように行われるか、異議等のある債権の確定の手続はどのようなものであるか、債権者表の記載にはどのような意味があるか、を理解させる。

第10講 事例問題（4）賃貸借契約、リース契約の取扱い

主な内容：動産・不動産賃貸借における賃借人・賃貸人の倒産、リース契約におけるユーザーの倒産

ねらい：賃貸借関係の処理は倒産処理において必ず問題となる事項であり、これにまつわる諸問題について理解を深めさせる。近時はリース契約も重要であり、これも取り上げる。

担当者は割り当てられた教材の設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

第11講 事例問題（5）担保権者の取扱い

主な内容：担保権の処遇に関する立法論と解釈論

ねらい：担保権の処遇は倒産立法論・解釈論における中心課題の1つである。典型担保だけでなく新種の非典型担保が取引実務のなかで作られていることが解釈論をさらに難しくしており、具体的設問や事例を通じて理解を深めさせる。

担当者は割り当てられた教材の設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

第12講 事例問題（6）相殺権

主な内容：倒産手続における相殺の担保的機能の保障と相殺の禁止

ねらい：相殺権の行使による債権回収の可能性の範囲と相殺禁止規定の適用範囲は否認権とならぶ倒産実体法における重要問題である。これについても最近の法改正が行われたので、その趣旨を踏まえて従前の判例の射程を検討する。

担当者は割り当てられた教材の設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

第13講・第14講 事例問題（7）（8）否認権

主な内容：否認権制度の全体像

ねらい：否認権をめぐる諸問題には従来から判例・学説が集中し、最近の法改正によって一定の方向が打ち出された。新法の趣旨を理解させ、残された問題点を探る。

教材では第12講で詐害行為の否認を、第13講で偏頗行為の否認を扱っているが、これら2種の否認権の関係にも留意する。

担当者は割り当てられた教材の設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

第15講 事例問題（9）消費者破産

主な内容：消費者破産をめぐる諸問題

ねらい：説明義務・重要財産開示義務、同時廃止、自由財産、免責、復権といった消費者破産において重要な、あるいはそれに特有な問題についての理解を深める。

担当者は教材の割り当てられた設問に関するペーパーを用意するとともに、他の履修者も自分なりの考えをまとめておくこと。

<成績評価方法>

出席状態、授業中の質疑、提出されたペーパー、期末試験による。①期末試験の比重は70%とし、残り30%は②出席状態と授業中の質疑への対応、提出されたペーパーの出来によって評価する。

知的財産法Ⅰ（著作権法）

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 平尾正樹

<授業の目的と到達目標>

著作権法は権利付与法に属するが、無方式主義が採用されており、特許法の対極に位置するものである。また、現代のようなネット情報社会において、特許法同様、その産業政策的側面が強められつつあり、産業社会におけるその重要性が日毎に増している。本講義では、著作権法の基本的項目である「総則」（目的、定義）、「著作者の権利」（「著作物」、「著作者」、「権利の内容」、「著作者人格権の一身専属性等」、「著作権の譲渡及び消滅」、「権利の行使」）および「権利侵害」を中心に学び、それらの法的論点を把握・理解することを目標とする。

<科目の概要と方針>

現在、著作権は経済財としての機能を高め、特許権と並んで企業戦略の重要な柱の一つになっており、著作権法はビジネスローとしての性格をますます濃くしてきている。本講義では、著作権法制の主な課題・論点を、主要判例の検討を通じて学修する。すなわち、著作権、著作者人格権、著作隣接権等の内容を確かめ、侵害行為の存否をめぐる争い、先行著作物についての善意の抗弁、著作物性、著作者、著作物等の新たな利用形態と著作権等の及ぶ範囲、著作権等の権利制限、利用許諾契約等を学ぶと同時に、国際条約、IT技術の進展等の著作権法を巡る国内外情勢をも概観する。

<科目の内容>

第1講 知的財産法総論

主な内容：知的財産とは何か、無体物とは何か、知的財産の保護に関する法律一覧

ねらい：有体物の支配と無体物の支配すなわち所有権と知的財産権の関係、媒体を変えても遍在する無体物の性格を学ぶ。加えて、知的財産法制を動かす要因としてのテクノロジー、国際条約、知的財産ビジネス等にも言及する。

第2講 著作権法の概要（1）

主な内容：著作権法と無方式主義

ねらい：著作権は著作物を創作した時点で発生し、登録等の方式の履行を要しないこと、および著作物が広く一般に利用されなければならないことを踏まえ、権利の保護と利用の調和を図るべくどのように著作権法が構成されているのかを学ぶ。

第3講 著作権法の概要（2）

主な内容：著作権、著作者人格権、著作隣接権

ねらい：著作権法は権利の束とも称されるが、どのような権利が設定されているのか、どのように権利の制限がなされているのか等について、具体的事例を踏まえて概観し、著作権制度全体の仕組みについて学ぶ。

第4講 著作物（1）

主な内容：表現性、創作性

ねらい：著作物性に焦点を合わせる。思想または感情の創作的表現物としての著作物、著作物の諸類型を学ぶ。その際、著作物と実演、レコード製作、放送、有線放送との違い、美術の著作物と登録意匠との関係にも言及する。

第5講 著作物（2）

主な内容：編集著作物、データベース、応用美術・美術工芸品、映画の著作物

ねらい：素材の選択または配列、情報の選択または体系的な構成と創作性、編集著作物・データベースを構成する素材・情報に関する権利、応用美術・美術工芸品の保護の要件、映画の著作物の特殊性等を学ぶ。

第6講 著作権侵害（1）

主な内容：依拠性、類似性

ねらい：先行著作物と偶然に同一または類似の著作物が作成された場合における被告の善意の抗弁、原告の再抗弁（被告の悪意の立証）を中心に学び、その際問題となる類似性について、著作物の種別毎の論点を検討する。

第7講 著作権侵害（2）

主な内容：侵害主体性

ねらい：著作権法においては、保護の実効性を確保するために、侵害責任を負うべき主体をより広く認定するための判例理論が展開されている。重要判例を通して、侵害責任を負うべき主体がどのように拡張されてきたかを学ぶ。

第8講 著作権侵害（3）

主な内容：侵害に係る行為

ねらい：著作権法21条以下の規定は、著作物の様々な利用行為を列挙し、それらの行為に対応した著作権（支分権）を著作者に専有させているが、これら法定された利用行為の解釈問題のうち、重要と考えられるものを取り上げそれらの論点を学ぶ。

第9講 著作権侵害の抗弁事由

主な内容：権利制限規定、保護期間

ねらい：著作権法は30条から50条までに、著作権の権利制限に関する規定を置いている。米国等のフェア・ユースの考え方に対し、日本では権利制限について限定列挙主義が採用されている。主要な事例を参照して権利制限の在り方について考察する。

第10講 著作者・著作権の帰属（1）

主な内容：著作者、職務著作

ねらい：著作者の認定は、著作権および著作者人格権の原始的帰属主体の決定、または著作権の存続期間を定めるために必須のものである。自然人が著作者となるのが原則であることを学ぶとともに、特許法の職務発明の規定とは大いに異なる職務著作の規定についての論点を学ぶ。

第11講 著作者・著作権の帰属（2）

主な内容：映画の著作物の著作者・著作権、共同著作物

ねらい：映画の著作物については、特別の規定が置かれ権利の可及的一元化が図られ、共同著作物についてはその権利行使や譲渡等について一定の制約が課されているが、なぜこのような類型化が図られているのか、主な裁判例を通じて考察する。

第12講 著作権の経済的利用

主な内容：著作権契約、著作権管理委託契約、著作権ビジネス

ねらい：著作物を創作した者が、著作物から経済的利益を得るためには、自らその複製物を製造販売する方法だけではなく、権利譲渡や利用許諾によって、その対価ないし許諾料を得るという方法がある。著作権を巡るビジネスの諸相を法律論から深耕する。

第13講 著作者人格権、実演家人格権

主な内容：著作物等の人格価値

ねらい：精神的創作物としての著作物すなわち人格の発露としての著作物につき認められてきた著作者人格権、その人格権と一般的人格権や著作権との関係を学ぶ。加えて、実演家の人格権、著作者人格権等の一身専属性、著作者等の死後における保護についても学ぶ。

第14講 著作権等侵害の救済手段

主な内容：差止請求、損害額の認定、みなし侵害

ねらい：著作権は排他的な権利であり、その侵害に対しては差止請求をなすことができ、また、侵害があった場合には民法709条に基づいて損害賠償等を請求しうる。著作権侵害があった場合の考え得る救済措置について、具体的な事例を通じて理解を深める。

第15講 涉外関係、国際的動向

主な内容：国際裁判管轄、準拠法、並行輸入、ベルヌ条約、二つの法律思潮

ねらい：著作権を巡る涉外的な法律問題について、具体的な事例を通じて学ぶとともに、ベルヌ条約、WTO・TRIPS協定等の諸条約、メディアの多様化に対する国際次元での取り組みを概観し、国際著作権界を二分する二つの法律思潮についても学ぶ。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②レポート・短答式小テスト（講義の進捗状況を伺いながら適宜、必要に応じて実施）、および③平常点（出席や質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度の評価、各回講義終了時に作成・提出する受講ノート記載内容の評価等）で行う。その比率は、①期末試験70%、②レポート・短答式小テストと③平常点を合わせて30%を目処とする。

知的財産法Ⅱ（特許・実用新案法）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 平尾正樹

<授業の目的と到達目標>

特許法は知的財産法の中でも基本法と位置付けられているものであり、特に実用新案法と対照比較しながら、その基本項目である「総則」（目的、定義、補正関係）、「特許及び特許出願」（特許の要件、発明の新規性の喪失の例外、特許を受ける権利、職務発明、特許出願、共同出願、先願）、「審査」（拒絶の査定、拒絶理由の通知）、「出願公開」（出願公開の効果等）、「特許権」（特許権の効力、特許権の効力が及ばない範囲、特許発明の技術的範囲、他人の特許発明等との関係、共有に係る特許権、専用実施権、通常実施権、先使用による通常実施権、登録の効果）、「権利侵害」、「審判」（拒絶査定不服審判、特許無効審判、訂正審判、共同審判、訂正の請求関係、職権による審理、審決の効力、訴訟との関係）および「訴訟」を中心に学び、それらの法的論点を把握・理解することを目標とする。

<科目の概要と方針>

経済産業活動のグローバル化、世界的な競争の激化・加速化という厳しい環境下において、「知識経済（knowledge-based economy）」という言葉に象徴されているように、今日の経済産業活動においては、知識が生み出す付加価値の重要性が、以前に比べて格段に高まってきている。現在、企業においては、従前の価格競争から脱却し、他社とは差別化された革新的な製品・サービスを巡り、よりダイナミックな国際競争にその比重を移しつつある。日本政府も、より活力ある経済社会を実現するための国家像として「知的財産立国」を唱え、発明・創作を尊重するという国の方針を明らかにしている。大学、研究機関、企業、政府等のあらゆる部門において、国民全体の社会的参画の視点を踏まえた上で、「知的財産を戦略的に創造、保護及び活用する」という「知的創造サイクル」の活性化を強力に推進することが、最重要課題として掲げられている。そこで本講義においては、知的財産法分野の中核に位置する「発明」の保護について規定している特許法を学び、発明の現場では欠かせない特許出願実務、および権利取得から特許訴訟までをも見すえた特許戦略構築の基本を理解・習熟することを目的とする。

<科目の内容>

第1講 発明

主な内容：自然法則の利用、技術的思想、創作

ねらい：発明とは何か。特許法においてどのように定義されているのか、諸外国の例も踏まえながら考える。

第2講 特許要件

主な内容：産業上の利用可能性、新規性、進歩性、不特許事由

ねらい：何が特許として保護され、何が特許として保護されないのか、それらの理由は何なのか、その理由に十分な説得力があるのか、特許法に期待されている役割を踏まえながら考える。

第3講 発明者・発明者権

主な内容：発明者の認定、冒認出願

ねらい：特許を受ける権利の帰属、誰が発明者となるのか、無断出願（冒認出願）に対する救済の在り方について考える。

第4講 職務発明

主な内容：職務発明とは

ねらい：職務発明の成立要件、対価請求権の法的性質、対価に関する契約等の合理性、外国出願が関わる時の準拠法等について考える。

第5講 審査・審判・審決取消訴訟

主な内容：キャッチボール現象、ダブルトラック

ねらい：無効審決・訂正審決と審決取消訴訟、侵害訴訟判決と無効審判の関係等について考察し、早期審理と紛争解決のワンストップサービスの在り方について考え、今後の課題も探る。

第6講 特許権の効力

主な内容：業としての実施、権利の消尽、権利の制限、保護期間（存続期間）

ねらい：特許法1条に規定されている「産業の発達」という目的を達成するためには、発明の保護と利用についてバランスを取らなければならない。どのようなバランスが好ましいのかは産業政策によって決められることになるが、現状がどのようなになっているのか考察する。

第7講 特許権の効力

主な内容：業としての実施、権利の消尽、権利の制限、保護期間（存続期間）

ねらい：特許法1条に規定されている「産業の発達」という目的を達成するためには、発明の保護と利用についてバランスを取らなければならない。どのようなバランスが好ましいのかは産業政策によって決められることになるが、現状がどのようなになっているのか考察する。

第8講 特許権の経済的利用

主な内容：特許実施許諾

ねらい：専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権、および通常実施権の当然対抗制度について考察し、ライセンス契約においてライセンシーがどこまで保護されるべきなのか考える。

第9講 特許権の経済的利用

主な内容：特許実施許諾

ねらい：専用実施権、通常実施権、仮専用実施権、仮通常実施権、および通常実施権の当然対抗制度について考察し、ライセンス契約においてライセンシーがどこまで保護されるべきなのか考える。

第10講 文言侵害・クレーム解釈

主な内容：クレーム解釈の原則

ねらい：特許発明の技術的範囲（保護範囲）は、「特許請求の範囲」（クレーム）の記載に基づいて判断されるが、このクレーム解釈の原則的手法について学ぶ。

第11講 均等侵害

主な内容：均等論とは

ねらい：クレームの文言に合致しない場合であっても、ごく例外的にその文言を超えてクレームと実質的に等価（均等）な範囲の技術までも、その権利の保護範囲を拡張することが認められている。どのような要件が揃えば認められるのか考察する。

第12講 間接侵害・一部実施

主な内容：特許権侵害の幫助的・予備的・準備的行為

ねらい：特許発明の実施以外の行為や、あるいは実施の一部を構成する行為について、特許侵害が成立する余地があるのかないのかについて考察する。

第13講 特許権侵害の抗弁事由

主な内容：特許無効の抗弁、権利濫用の抗弁、先使用の抗弁等

ねらい：原告特許権者が侵害の請求原因事実を主張立証した場合であっても、被告からの抗弁の提出が認められることがある。代表的な抗弁について学ぶ。

第14講 特許権侵害の救済手段

主な内容：差止め、損害賠償、信用回復措置、刑事罰等

ねらい：特許権の侵害は不法行為（民法709条）であるが、特許法にはその特質に応じて、種々の特則や諸手続が設けられている。これらの内容と趣旨（特則を置く理由）について学ぶ。

第15項 特許権侵害の救済手段

主な内容：差止め、損害賠償、信用回復措置、刑事罰等

ねらい：特許権の侵害は不法行為（民法709条）であるが、特許法にはその特質に応じて、種々の特則や諸手続が設けられている。これらの内容と趣旨（特則を置く理由）について学ぶ。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②レポート・短答式小テスト（講義の進捗状況を伺いながら適宜、必要に応じて実施）、および③平常点（出席や質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度の評価、各回講義終了時に作成・提出する受講ノート記載内容の評価等）で行う。その比率は、①期末試験70%、②レポート・短答式小テストと③平常点を合わせて30%を目処とする。

知的財産法演習

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 平尾正樹

<授業の目的と到達目標>

知的財産法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで学んだ内容をベースに、知的財産に係る具体的な紛争事案・事例を提示し、その争点を抽出して法的解決策をどのように論述・立案すべきか、受講者各自が事前に起案を試み、それらを受講者全体で検討・討議・評価することにより、主に特許法・著作権法を中心にして、それらの法的論点を指摘・整理・深耕することを学び、それらの論点・法的解決策を口頭で分かりやすく正確に説明する説明能力（プレゼンテーション能力）、および簡潔明確に文章表現する起案力（文章力）を涵養・養成することを目標とする。

<科目の概要と方針>

主に特許法・著作権法の基本領域に属する法律問題に係る最高裁判決等のリーディングケースを題材として、特許法・著作権法講義で扱う法理論の実際の展開を学ぶ。進め方は、演習の1週間前に各回のテーマに関する論述問題を課し、事前に提出された各自の解答について、演習当日に全員の解答コピーを配付し、それらに基づき全員で討議・評価する形態を基本とする。最後に、担当教員が講評を行い、次回問題を提示する。特許法、著作権法の問題を交互に扱う。

<科目の内容>

第1講 特許法（1）

主な内容：発明者、職務発明、共有、冒認出願、出願人名義変更、移転請求権

ねらい：権利の主体に関する諸論点を深耕する。

第2講 著作権法（1）

主な内容：著作物性、応用美術、編集著作物、データベース

ねらい：著作権の客体に関する諸論点を深耕する。

第3講 特許法（2）

主な内容：産業上の利用可能性、新規性、進歩性、拡大先願、新規性喪失の例外、特許を受けることができない発明

ねらい：特許要件に関する諸論点を深耕する。

第4講 著作権法（2）

主な内容：著作者、職務著作、映画の著作物

ねらい：著作権の主体に関する諸論点を深耕する。

第5講 特許法（3）

主な内容：出願公開、補償金請求権、審査・審判・審決取消訴訟

ねらい：特許取得手続に関する諸論点を深耕する。

第6講 著作権法（3）

主な内容：原著作物、翻案・二次的著作物、同一性保持権、著作権譲渡と特掲

ねらい：二次的著作物に関する諸論点を深耕する。

第7講 特許法（4）

主な内容：クレーム解釈、均等論、間接侵害・一部実施

ねらい：特許権の保護範囲に関する諸論点を深耕する。

第8講 著作権法（4）

主な内容：複製権、譲渡権、貸与権、頒布権等

ねらい：著作財産権に関する諸論点を深耕する。

第9講 特許法（5）

主な内容：先使用権、特許無効の抗弁、無効審判請求

ねらい：権利侵害に問われたときの抗弁等に関する諸論点を深耕する。

第10講 著作権法（5）

主な内容：侵害主体（カラオケ法理等）

ねらい：侵害主体性に関する諸論点を深耕する。

第11講 特許法（6）

主な内容：消尽、並行輸入、特許権の効力が及ばない範囲

ねらい：特許権の効力に関する諸論点を深耕する。

第12講 著作権法（6）

主な内容：私的使用のための複製、引用、営利を目的としない上演、美術の利用に関する制限等

ねらい：権利制限規定に関する諸論点を深耕する。

第13講 特許法（7）

主な内容：専用実施権、通常実施権（許諾、法定、裁定）、譲渡、担保、信託

ねらい：特許権の活用に関する諸論点を深耕する。

第14講 著作権法（7）

主な内容：人格的利益の保護

ねらい：著作者人格権に関する諸論点を深耕する。

第15講 特許法（8）・著作権法（8）

主な内容：損害賠償請求、差止請求、侵害訴訟

ねらい：権利侵害救済手続に関する諸論点を深耕する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②各回の起案・論述内容・討議への参画態度、および③平常点（出席や質疑応答を含む授業に取り組む姿勢や態度の評価、各回講義終了時に作成・提出する受講ノート記載内容の評価等）で行う。その比率は、①期末試験70%、②各回の起案・論述内容・討議への参画態度と③平常点を合わせて30%を目処とする。

国際法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 森川 幸一

<授業の目的と到達目標>

本授業の目的は、第1に、法の定立・適用・執行の各側面において国内法とは異なる独自の性質を有する国際法の基本構造を正確に理解すること、第2に、そうした独自の性質を有する国際法が各国の国内法制にいかなる影響を与え、実施されているのか、そのメカニズムを国内立法過程や裁判の実際を検討することを通じて具体的に把握することである。

上記の目的を実現するために、受講者は、毎回の授業の際の小テストを通じて、單元ごとに設定されている国際法の基本内容についての理解を確認する。その上で、各単元のテーマに関係する国際判例や国内判例を自ら読み込み、論点を整理して提示する作業を積み重ねることを通じて、最終的には、国際法に関係する国際・国内裁判を想定した一定の立論・判断ができるようになることを目標とする。

<科目の概要と方針>

伝統的には主に国家の対外的側面を規律する法であった国際法は、今日、人・物・金などの国境を越えた移動の活性化を通じて、国家の対内的側面にまで深く関わるようになってきている。本講義では、国内法とは異なる国際法の独自のメカニズムを理解したうえで、国際法が国内法制に及ぼす影響を、国内裁判所による国際法適用の事例など具体的な素材を用いながら検討する。講師による一方的な講義ではなく、受講者による報告、それを基にした討論など、双方向的な講義を目指したい。

教科書としては、柳原・森川・兼原編『プラクティス国際法講義（第3版）』（信山社）を使用する。『国際条約集』（有斐閣）と『国際法判例百選（第2版）』（有斐閣）も必携。その他、必要な参考文献の指示は第1回目の講義で行う。受講者（全員）は、予め指定された教科書の該当部分を事前に精読するとともに、関連する判例に目を通した上で講義に臨む。また毎回、報告者を事前に指名し、指名された報告者は、割り当てられた判例について、事実関係、判旨、国際法上の論点をまとめた報告レジュメを作成して受講者全員に配布しプレゼンテーションを行う。報告を基に受講者全員で討論を行い担当教員がそれをまとめる。事後学習として、受講者（全員）は、講義で問題となった論点を踏まえて、再度判例を読み直すとともに、教科書で体系的な位置づけを再確認する。

<科目の内容>

第1講 導入講義—国際法の基礎

主な内容：国内法秩序と比較した国際法秩序の特徴、国際法の国内法制への影響

ねらい：国際法の基本的な特徴を概括的に把握するために、国内法とは異なる国際法の性質を、法の定立、適用、執行の各側面から検討する。併せて、国際法の国内法制への影響の諸相を概観し、国際法を学ぶことの意義を理解する。

第2講 国際法の法源

主な内容：国際法の法源（国際慣習法、条約、法の一般原則、その他の法源）

ねらい：国際法における法源の意味、国際法の主要な法源である国際慣習法の特徴と成立要件、条約の意義と締結手続き等に関する規則（条約法）を具体的な事例に即しながら理解する。補助的法源である法の一般原則の意味や国際組織の決議の法源性にも触れる。

第3講 国際法と国内法との関係

主な内容：国際法の国内的実現方式、国際法と国内法との効力関係

ねらい：国際法と国内法との関係に関する理論を踏まえたうえで、特に日本の場合、国際法が国内法秩序にどのような形で組み込まれているかを理解する。併せて、日本の国内裁判所で、国際法と国内法との関係が問われた具体的事例を検討する。

第4講 国際法の主体

主な内容：国際法主体性の意味、各主体（国家、準国家主体、国際組織、個人）の特徴

ねらい：国際法主体性を判断するための基準を検討した後、各国際法主体の特徴や現在各主体が有する主体性の範囲や程度を理解する。

第5講 国家管轄権（1）

主な内容：国家管轄権の基本構造、国家管轄権の域外適用と管轄権の調整

ねらい：国家管轄権の機能を理解したうえで、国家管轄権の適用基準（属地主義、属人主義、保護主義、普遍主義等）の意味や根拠、国家管轄権の域外適用に伴う管轄権の競合を調整する

ための国際法の役割と基準について検討する。

第6講 国家管轄権（2）

主な内容：主権免除、外交・領事特権免除、国際組織、外国駐留軍隊等の特権免除

ねらい：国家の属地的管轄権の行使が制限される場合としての、主権免除の根拠や範囲、外交・領事特権免除の種類や程度、その他、国際組織の機関や外国駐留軍隊の構成員等に認められる特権免除の根拠について、具体的な事例に即しながら検討する。

第7講 領域

主な内容：領域主権の法的性質、領域論の基本構造、領域取得権原

ねらい：国家の基本的構成要素のひとつである領域の法的意味を確認するとともに、伝統的領域論の基本構造である国家領域と国際公域との区別、その現代的変容について理解する。加えて、領域取得権原の種類やその現代的意義、効力等を検討する。

第8講 海洋

主な内容：海洋法秩序の変容、新海洋法秩序（国連海洋法条約）の基本構造

ねらい：伝統的な海洋法秩序の歴史的変容を踏まえて、国連海洋法条約の成立に伴う現行の海洋法秩序の基本的な構造を把握する。併せて、日本が関わった具体的な事例を検討することを通じて、日本と海洋法との密接な関係を理解する。

第9講 個人（1）

主な内容：国籍、外国人の法的地位、人権の国際的保障

ねらい：「国際人権法」で扱われるテーマであるが、「国際法」のみを履修する学生にとっても最低限必要な内容を扱う。個人と国家を結びつける国籍の機能を押さえた上で、外国人の法的地位や自国民の人権問題が、国内裁判所でどのような形で争われるかを具体的な事例に即して検討する。

第10講 個人（2）

主な内容：刑事管轄権の基本構造、国際犯罪の諸類型、国際司法協力

ねらい：いわゆる「国際刑事法」に関わる諸問題を扱う。犯罪の「国際化」の意味を理解するために、「国際犯罪」の分類（「外国性をもつ犯罪」「諸国の共通利益を害する犯罪」「国際法違反の犯罪」）を基に、それぞれの類型に即した規制の実態を検討する。

第11講 国家責任

主な内容：国家の国際責任の意義、国家責任の成立、国家責任の解除

ねらい：国家の国際責任の意義を理解した上で、国連国際法委員会（ILC）で採択された国家責任条文草案を素材に、国家責任の成立要件や責任解除の方式・手続き等を概観する。併せて、その伝統的国家責任法との違いや問題点について検討する。

第12講 国際紛争処理方式（1）

主な内容：国際社会における紛争解決、非裁判手続

ねらい：国際社会における紛争解決の特異性を確認した上で、紛争の平和的処理手続の種類、それぞれの特徴を理解する。併せて、実際の国際判例の検討を通じて、国際裁判において国際法が果たす役割について考える。

第13講 国際紛争処理方式（2）

主な内容：国際裁判手続の意義、裁判管轄権

ねらい：国際紛争処理における国際裁判手続の意義を再確認した上で、国際裁判に特有の裁判管轄権、請求の受理可能性といった手続法上の問題を、具体的事例に即して検討する。

第14講 国際安全保障

主な内容：武力不行使原則の発展、集団安全保障制度の現在

ねらい：武力行使を規制する国際法規範（武力不行使原則）の発展の意義を押さえた上で、それを担保する制度としての集団安全保障の仕組みと問題点を、実際の武力紛争を素材として検討する。

第15講 武力紛争法

主な内容：武力紛争法（国際人道法）の概念、武力紛争法の基本原則と履行確保制度

ねらい：武力紛争が発生した場合に守るべき武力紛争法の成立基盤を押さえた上で、戦争犠牲者の保護や戦闘の手段方法の規制に関わる国際法のルールの内容を、具体的な事例の検討を通じて理解する。併せて、武力紛争法を守らせるための履行確保制度の現状と問題点を確認する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験（60%）、②報告の回数および質（20%）、③授業への貢献度（20%）を基に行う。

国際私法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 早川 眞一郎

<授業の目的と到達目標>

この授業および国際私法Ⅱの授業では、司法試験選択科目である国際関係法（私法系）の出題範囲に相当する学問分野——すなわち国際民事法——について、基礎的な知識及び思考方法を学ぶ。具体的には、狭義の国際私法（抵触法）、国際民事手続法、および国際取引法を、この授業および国際私法Ⅱの授業によってひととおり学ぶことになる。

この授業（国際私法Ⅰ）では、上記のうち、国際民事法の全体像についてのイントロダクションと狭義の国際私法の相当部分を学ぶこととし、狭義の国際私法の残部と、国際民事手続法および国際取引法については、国際私法Ⅱで学ぶこととする。したがって、国際私法Ⅰと国際私法Ⅱの双方を受講することが強く推奨される。なお、これらの科目で学ぶ内容をさらに発展させるためには、国際私法演習を受講することが望ましい。

国際民事法についての的確な知識を持ち、将来この分野で活躍する法曹としての基礎を形成することを到達目標とする。

<科目の概要と方針>

本授業では、受講者の中に国際関係法（私法系）を司法試験選択科目とする者がいることを念頭において、その出題範囲を（国際私法Ⅱとともに）カバーすることを重要な課題とする。授業で使用する資料・参考書については開講時に指示する。

<科目の内容>

第1講 国際民事法の概観その1

主な内容：授業の進め方、国際民事法の概要

ねらい：国際民事法の全体像とそこで問題となる事柄について理解する。

第2講 国際民事法の概観その2

主な内容：国際裁判管轄及び狭義の国際私法の概要

ねらい：国際裁判管轄及び狭義の国際私法の基礎的な仕組みを理解する。

第3講 国際民事法の概観その3

主な内容：外国判決の承認執行及び国際取引法の概要

ねらい：外国判決の承認執行及び国際取引法の基礎的な仕組みを理解する。

第4講 国際私法総論（1）

主な内容：国際私法とはなにか

ねらい：国際私法（抵触法）のしくみと機能を、歴史と事例を通して理解する。

第5講 国際私法総論（2）

主な内容：国際私法で用いられる主要な概念

ねらい：国際私法上の主要な概念（単位法律関係、法性決定、連結点、送致範囲など）を理解する。

第6講 国際私法総論（3）

主な内容：不統一国法、反致、連結点の確定

ねらい：不統一国法、反致、連結点の確定に関する問題点を理解する。

第7講 国際私法総論（4）

主な内容：国際私法上の公序則

ねらい：国際私法上の公序則の機能と問題点を理解する。

第8講 契約の準拠法（1）

主な内容：契約準拠法をめぐる基本的規律

ねらい：契約準拠法をめぐる基本的規律（当事者自治）を理解する。

第9講 契約の準拠法（2）

主な内容：契約準拠法をめぐる問題点

ねらい：当事者の合意がない場合、および消費者契約・労働契約についての、準拠法の選び方を理解する。

第10講 物権の準拠法

主な内容：物権準拠法をめぐる規律

ね ら い：物権に関する国際私法ルールの基本と問題点を理解する。

第11講 不法行為の準拠法（1）

主な内容：不法行為準拠法をめぐる基本的規律

ね ら い：不法行為準拠法をめぐる基本的規律（通則法17条）を理解する。

第12講 不法行為の準拠法（2）

主な内容：不法行為準拠法をめぐるその他の規律

ね ら い：不法行為準拠法をめぐるその他の規律（通則法18条～22条）を理解する。

第13講 国際家族法

主な内容：国際家族法の全体像

ね ら い：国際家族法の全体像とそこでの基本的な問題点を理解する。

第14講 国際婚姻法（1）

主な内容：婚姻をめぐる規律

ね ら い：婚姻の準拠法について理解する。

第15講 国際婚姻法（2）

主な内容：離婚をめぐる規律

ね ら い：離婚の準拠法および国際裁判管轄について理解する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）20%とする。

国際私法Ⅱ

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 早川 眞一郎

<授業の目的と到達目標>

この授業および国際私法Ⅰの授業では、司法試験選択科目である国際関係法（私法系）の出題範囲に相当する学問分野——すなわち国際民事法——について、基礎的な知識及び思考方法を学ぶ。具体的には、狭義の国際私法（抵触法）、国際民事手続法、および国際取引法を、国際私法Ⅰおよびこの授業（国際私法Ⅱ）の授業によってひととおり学ぶことになる。

この授業（国際私法Ⅱ）では、上記のうち、国際私法Ⅰでカバーした残りの部分、すなわち、狭義の国際私法の一部と、国際民事手続法および国際取引法について学ぶこととする。したがって、国際私法Ⅰと国際私法Ⅱの双方を受講することが強く推奨される。なお、これらの科目で学ぶ内容をさらに発展させるためには、国際私法演習を受講することが望ましい。

国際民事法についての的確な知識を持ち、将来この分野で活躍する法曹としての基礎を形成することを到達目標とする。

<科目の概要と方針>

本授業では、受講者の中に国際関係法（私法系）を司法試験選択科目とする者がいることを念頭において、その出題範囲を（国際私法Ⅰとともに）カバーすることを重要な課題とする。授業で使用する資料・参考書については開講時に指示する。

<科目の内容>

第1講 国際親子法（1）

主な内容：実親子関係に関する規律

ねらい：実親子関係の成立をめぐる規律について理解する。

第2講 国際親子法（2）

主な内容：養親子関係に関する規律および親権・監護権に関する規律

ねらい：国際的養子縁組に関する規律および親権・監護権に関する規律を理解する。

第3講 扶養及び後見・失踪宣告

主な内容：国際的扶養及び国際的な後見・失踪宣告に関する規律

ねらい：国際的扶養及び国際的な後見・失踪宣告に関する規律を理解する。

第4講 相続

主な内容：国際相続の規律

ねらい：国際相続に関する規律を理解する。

第5講 国際裁判管轄（1）

主な内容：国際裁判管轄に関する民事訴訟法上の規律など

ねらい：国際裁判管轄に関する民事訴訟法の規律及び主権免除を理解する。

第6講 国際裁判管轄（2）

主な内容：国際裁判管轄をめぐる人事訴訟法上および家事事件手続法上の規律

ねらい：家族法関係事件の国際裁判管轄をめぐる人事訴訟法上および家事事件手続法上の規律を理解する。

第7講 外国判決の承認執行

主な内容：外国判決の承認執行の規律

ねらい：外国判決の承認執行の規律（民事訴訟法118条および民事執行法24条）を理解する。

第8講 国際取引法の概観

主な内容：国際取引法の全体像

ねらい：国際取引法の概要・全体像を理解する。

第9講 国際売買法（1）

主な内容：ウィーン売買条約（CISG）その1

ねらい：ウィーン売買条約の歴史および基本的な仕組みを理解する。

第10講 国際売買法（2）

主な内容：ウィーン売買条約（CISG）その2

ねらい：ウィーン売買条約の重要な規律、特徴を理解する。

第11講 国際売買法（3）

主な内容：国際売買をめぐる、ウィーン売買条約以外の規律

ねらい：国際売買をめぐる、ウィーン売買条約以外の規律を理解する。

第12講 国際運送、国際決済および国際製造物責任

主な内容：国際運送、国際決済および国際製造物責任の規律

ねらい：国際運送の規律、国際決済の規律および国際製造物責任の規律を理解する。

第13講 国際取引をめぐる紛争の解決（1）

主な内容：国際取引をめぐる紛争の解決の概要

ねらい：国際取引をめぐる紛争の解決の概要を理解する。

第14講 国際取引をめぐる紛争の解決（2）

主な内容：仲裁の仕組み

ねらい：仲裁の仕組みと特徴を理解する。

第15講 総括

主な内容：全体のまとめ

ねらい：国際私法Ⅰ・国際私法Ⅱで学んだことの全体をまとめるとともに、今後の課題を考える。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）20%とする。

国際私法演習

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 早川 眞一郎

<授業の目的と到達目標>

この授業では、国際私法Ⅰおよび国際私法Ⅱで学ぶ知識をより確実にするとともに発展させるために、事例および判例を主たる素材として、国際民事法の重要なテーマをとりあげて詳細な検討をおこなう。

この授業の受講者は、国際私法Ⅰと国際私法Ⅱの双方を受講済みまたは受講中であることが望ましいが、それと同等の基礎知識を何らかの方法で習得済みであればそれでもよい。

国際民事法についての的確な知識を持ち、それを十分に活用できるようになることを通じて、将来この分野で自信を持って活躍できる法曹を育成することを到達目標とする。

<科目の概要と方針>

本授業では、国際民事法の分野の事例および判例を用いて、重要なテーマについて、学生と教員の対話および、学生間の議論を通じて、理解を深めることを目指す。使用する資料・参考書については開講時に指示する。

<科目の内容>

第1講 国際私法総論（1）

主な内容：単位法律関係および法性決定

ねらい：事例・判例の検討を通じて、単位法律関係および法性決定についての理解を深める。

第2講 国際私法総論（2）

主な内容：反致

ねらい：事例・判例の検討を通じて、反致についての理解を深める。

第3講 国際私法総論（3）

主な内容：公序則

ねらい：事例・判例の検討を通じて、公序則についての理解を深める。

第4講 国際契約

主な内容：国際契約の準拠法

ねらい：事例・判例の検討を通じて、国際契約の準拠法についての理解を深める。

第5講 国際不法行為

主な内容：国際不法行為の準拠法

ねらい：事例・判例の検討を通じて、国際不法行為の準拠法についての理解を深める。

第6講 物権

主な内容：物権の準拠法

ねらい：事例・判例の検討を通じて、物権の準拠法についての理解を深める。

第7講 離婚

主な内容：離婚の国際裁判管轄および準拠法

ねらい：事例・判例の検討を通じて、離婚の国際裁判管轄および準拠法についての理解を深める。

第8講 親子関係の成立

主な内容：実親子関係の有無

ねらい：事例・判例の検討を通じて、実親子関係の成立についての理解を深める。

第9講 子の監護

主な内容：子の監護、子の奪い合い

ねらい：事例・判例の検討を通じて、子の監護、子の奪い合いについての理解を深める。

第10講 相続

主な内容：相続の準拠法

ねらい：事例・判例の検討を通じて、相続の準拠法についての理解を深める。

第11講 国際裁判管轄

主な内容：国際裁判管轄

ねらい：事例・判例の検討を通じて、国際裁判管轄についての理解を深める。

第12講 外国判決の承認執行

主な内容：外国判決の承認執行

ねらい：事例・判例の検討を通じて、外国判決の承認執行についての理解を深める。

第13講 ウィーン売買条約

主な内容：ウィーン売買条約

ねらい：事例・判例の検討を通じて、ウィーン売買条約についての理解を深める。

第14講 仲裁

主な内容：仲裁

ねらい：事例・判例の検討を通じて、仲裁についての理解を深める。

第15講 総合問題

主な内容：全体のまとめ

ねらい：総合的な事例問題の検討を通じて、問題発見能力・論理的な構成力の涵養を図る。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験80%、②平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）20%とする。

租税法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 増田英敏

<授業の目的と到達目標>

授業の目的は租税法におけるリーガルマインドの養成にある。租税法の基礎理論を着実に理解したうえで、判例研究を通して租税法におけるリーガルマインドを着実に構築していく。

憲法原理としての租税法律主義（憲法84条）と租税公平主義（憲法14条）は租税法の基本原則である。両基本原則は租税法の立法・解釈・適用のすべて段階を支配する原則とされる。ところが、租税法実務（解釈適用）、とりわけ租税訴訟の場面で両基本原則は国側（租税公平主義）と納税者（租税法律主義）の側の主張の根拠とされ、両基本原則が鋭く衝突をきたすことも少なくない。

担税力に応じた課税を求める租税公平主義は、実質所得者課税の原則として各個別実体法に統制を加えるが、一方で租税公平主義の行過ぎた支配は実質主義の名の下に課税庁の恣意的課税を誘発する。そこで、租税法律主義が租税法実務においては優先して尊重されなければならない。

このような租税法独特の問題をよく理解した上で、租税法の解釈・適用を行うことが租税正義の実現を図るうえで不可欠である。そのような点を理解した上で受講者が租税法の適正な解釈・適用のあり方を習得することが本講座の到達目標となる。

<科目の概要と方針>

租税平等主義、租税法律主義、そして、実質主義といった租税法の基本原則を、まず学習し、そのうえで所得税法・法人税法の構造を確認し、解釈上の論点とされる点について詳細に検討する。とりわけ租税法と私法の関係を的確に理解できるよう講義は進めていく。さらに、同族会社の行為・計算の否認、節税・脱税・租税回避行為の異同点、といった問題について学習する。

授業方法は、アメリカのロースクールの授業方法を採用し、受講者が積極的に参加できるよう双方向対話型の形態をとる。各回の講義で取り上げるテーマについてその論点を提示し、受講者と担当者、そして、受講者同士で議論しながら講義を進めていく。議論のプロセスを通して、その論点の本質を受講者全員が理解できることを目指す。各論点の理論的意義を明らかにしたうえで、租税法において重要とされる訴訟事案を紹介し、その理論がいかん訴訟過程で展開されているかといった、租税法の理論と実際について理解できるようにしたい。

教科書は用いるが、取り上げるテーマごとに参考文献を提示し受講者が前もって予習できるよう注意を払う。教科書とこれらの参考文献を受講者が事前に予習することにより、授業時の議論に受講者が積極的に参加できるはずである。また、訴訟事案については判例集だけでなく税理士会の判例検索システムを利用して収集した最新の判例をも検討する。事後学習であるが、毎回講義の理解をさらに深めるための文献講読を提示する。さらに、重要な論点についてはレポートの提出を求める。毎回の授業開始時に、前回の授業について確認のための15分程度の小テストも実施する予定である。

<科目の内容>

第1講 「租税法の基礎理論①」

主な内容：租税法の意義、租税法律関係の性質、租税法の特質、租税法の体系

ねらい：租税法という実定法は存在しないところから、租税法の範囲をまず確認のうえ、租税をめぐる国家と国民の関係は権力関係ではなく、法律関係であることをドイツにおける歴史的な学説論争を紹介しながら検証する。租税法学が、この租税法律関係の体系的・理論的研究を目的とすることを確認する。そのうえで、租税法の特色、そして、体系の理解を通して本講座の学習対象の範囲を受講者に理解させる。これらは、租税法を学ぶ意義と必要性を確認することでもある。

第2講 「租税法の基礎理論②」

主な内容：租税法の基本原則（租税平等主義）、憲法14条1項に由来する『平等取扱原則』、公平な税負担の意味、大島訴訟（サラリーマン税金訴訟）

ねらい：租税法を支配する基本原則として租税平等主義として位置付けられる。この基本原則は憲法14条1項が法的根拠とされる。租税平等主義は租税法の立法作用を拘束するものであり、その意義は『担税力に即した課税』（taxation according to ability to pay）を要請するものであることを受講者に把握させる。『公平』と『中立性』の意味についても理解させる。さらに、所得税の給与所得者課税はこの租税平等主義に違反するか否かを争点

とした、代表的な違憲訴訟を分析することによりこの基本原則の本質を理解させる。

第3講 「租税法の基礎理論③」

主な内容：租税法の基本原則（租税法律主義）、租税法律主義の意義・内容・機能、秋田市健康保険税訴訟

ねらい：租税法律主義の要請が憲法30条および84条を法的根拠とすることを確認する。租税法律主義が、租税法の解釈・適用の場面で納税者を擁護するための理論として極めて有効であることを、秋田市健康保険税条例訴訟を分析することにより受講者に理解させる。

第4講 「租税法と憲法訴訟」

主な内容：租税法における憲法訴訟の理論と実際、行政争訟、民事訴訟、納税者の権利救済

ねらい：納税者の裁判を受ける権利は確保されているのかどうかについて、租税法領域における代表的な憲法訴訟を検討しながら問題提起する。受講者は、裁判規範である租税法の解釈適用の場面における疑義を裁判の場でいかに明らかにできるかについて、その制度的枠組みを理解し、その限界をも把握することを目指す。

第5講 「租税法の解釈適用Ⅰ」

主な内容：租税法の法源と効力、通達と租税法律主義、租税法と私法、租税回避行為

ねらい：租税法の法源を整理し、とりわけ通達課税と批判される通達行政の横行の現実を把握させる。租税法が私法上の法律構成を前提に課税要件を当てはめるといった租税法特有の問題点について検討する。租税回避行為の否認をめぐる裁判例を検討することにより、租税行政の否認権行使の濫用の実際についても受講者に認識させる。

第6講 「租税法の解釈適用Ⅱ」

主な内容：租税法の解釈・適用、租税回避行為

ねらい：租税法の解釈適用の場面での問題点を、租税回避行為の否認をめぐる訴訟事案を紹介しながら理解させる。租税法の解釈・適用に租税法の基本原則である租税平等主義と租税法律主義が、いかなる統制を加えているかについても把握させる。

第7講 「租税法の解釈適用Ⅲ」

主な内容：租税法と信義則、脱税の要件である仮装行為

ねらい：租税法の適用に際しては、課税要件事実の認定が不可欠である。課税要件事実の認定に必要な事実関係や法律関係の『外観』と『実体』もしくは『形式』と『実質』が相違した場合に外観や形式ではなく、実体や実質に基づいて事実の認定がなされるべきことを受講者に確認させる。

第8講 「課税要件総論Ⅰ」

主な内容：課税要件総論（納税義務の特色、租税債権者の権利、納税義務者、連帯納税義務者）

ねらい：課税要件の総論として、納税義務者、課税物件、課税物件の帰属、課税標準、税率の意義を確認する。そのうえで、税法特有の原則である実質所得者課税の原則について受講者に理解させる。

第9講 「課税要件総論Ⅱ」

主な内容：要件事実論の視点から租税法と私法の関係进行分析する

ねらい：租税法律主義におけるリーガルマインド養成の意義を確認すること。

第10講 「課税要件各論Ⅰ」

主な内容：所得税の意義、性質、所得区分の意義、所得税法の構造を簡単な事例を用いて徹底的に理解

ねらい：所得税の構造の理解

第11講 「課税要件各論Ⅱ」

主な内容：法人税法

ねらい：法人税法上の収益・費用（益金・損金）の認識基準を確認のうえ、法人所得の測定構造と所得の年度帰属の原則を明らかにする。さらに収益費用対応の原則および減価償却の意義と機能を確認のうえ、訴訟事案から法人所得算定構造を受講者に理解させる。企業合併に対する税法上の規制について網羅的に講義のうえで、その問題点を裁判例より抽出する。

第12講 「課税要件各論Ⅲ」

主な内容：譲渡所得課税の論点整理

ねらい：所得税における譲渡所得課税は中心的論点であるからこの論点をすべて網羅する。

第13講 「租税手続法Ⅰ」

主な内容：推計課税の法理、青色申告の意義と白色申告との関係、法人格否認の法理

ねらい：推計課税の手續きの要件と、その合理性について裁判例を検証しながら受講者に理解させる。青色申告の要件と、青色申告者に対する質問検査権の行使の許容要件を裁判例を分析することにより明らかにする。法人格否認の法理の租税法領域への適用の可否を、裁判例を素材に検証する。

第14講 「租税手続法Ⅱ」

主な内容：租税調査の種類と法的性格、質問検査権、質問検査権行使と租税法律主義

ねらい：租税調査の種類を確認し、課税処分のための租税調査である質問検査権の法的性格を確認のうえ、質問検査権の行使をめぐる訴訟事例を取り上げ、その争点について整理する。質問検査権の法理は多くの論点を内包しており、違憲訴訟としても多くの論点を提供してきたが、その論点についてここでは整理する。

第15講 「租税回避行為の否認論」

主な内容：同族会社の行為・計算の否認、租税回避行為と租税法律主義

ねらい：法人税法132条と法人税法22条の法的関係を明らかにする。法人税法132条の同族会社の行為・計算の否認規定の適用要件と現代的な意義を確認のうえ、その論点を整理する。租税回避行為の否認権の行使をめぐる納税者と租税行政庁の紛争事案について租税法律主義の視点から検討を加え、租税法律主義の要請の本質的な意義について理解させる。

第1講から15講までの範囲でその理解度をチェックするための試験を行う予定である。なお、課税要件各論で法人税法を取り上げているが司法試験の範囲の中心が所得税法であるところから、授業は所得税法を講義する。その内容については開講時に解説する。

<成績評価方法>

成績評価、①試験 ②課題報告 ③平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）

評価の比率、①試験50% ②課題報告20% ③平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）30%

租税法Ⅱ

配当年度：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 増田英敏

<授業の目的と到達目標>

租税法Ⅰの学習を踏まえ、租税法Ⅱはアメリカのロースクールの授業形式（ソクラテスメソッド）をとりいれ、ケース・スタディーを中心とする実践演習形式の授業とする。租税法における要件事実論や所得税の注目裁判例を中心に法人税法の中核となる同法22条の所得計算の構造を具体的な裁判事例を検証しつつ理解を深めていく。

ケース・スタディーによる学習は租税法におけるリーガルマインドを十分に構築するはずである。租税法と私法の関係や租税回避における租税公平主義と租税法律主義の関係を正確に理解することを目的とする。

最近の注目裁判例を網羅的にその論点と当事者の主張の論理、さらには判決の論理を正確に理解することを目標とする。

<科目の概要と方針>

租税法Ⅰ（租税法）で履修した租税法の基礎理論を前提に、具体的な裁判事例を用いてその基礎理論を発展させ、定着を試みる。ケース・スタディーを通じて租税法におけるリーガルマインドの構築を目指す。

拙著『リーガルマインド租税法第5版』（成文堂、2019年）をテキストとして使用し、基礎理論を前提にケース・スタディーを通じて租税法理論の構築に努める。

要件事実の認定や、私法上の法律構成と租税法の解釈・適用問題を、ケースを用いて徹底的に掘り下げる。所得税法の所得区分の問題や税額控除、租税回避行為の否認の問題、法人税法22条の解釈をめぐる問題などを演習形式で議論し、理解を深めていく。

徹底した双方向方式による授業を計画している。論点について教員と受講者が真剣に議論し理解を深めることに努める。受講者は、毎回の課題についてしっかり予習し、毎回の授業で発言できるよう心がけることが授業の前提となる。なお習熟度をチェックするために時々15分から20分程度の小テストを課すことがある。もちろん小テストの実施については事前に告知する。

<科目の内容>

第1講 『租税法基礎理論Ⅰ』

主な内容：租税法の基礎理論の総整理Ⅰ

ねらい：本格的なケース・スタディーを行う上でそのツールとなる租税法の基本原則や租税法と私法の関係などを復習する。

第2講 『租税法基礎理論Ⅱ』

主な内容：租税法の基礎理論の総整理Ⅱ

ねらい：本格的なケース・スタディーを行う上でそのツールとなる租税法の基本原則や租税法と私法の関係などを復習する。

第3講 『租税公平主義』

主な内容：租税法の基本原則Ⅰ—租税公平主義（大島訴訟）

ねらい：大島訴訟を検証することにより租税公平主義の意義と射程を明らかにする。

第4講 『租税法律主義』

主な内容：租税法の基本原則Ⅱ—租税法律主義（旭川国保事件）

ねらい：旭川国保事件と秋田市健康保険税事件とを比較することにより租税法律主義の意義と射程を明らかにする。

第5講 『要件事実論Ⅰ』

主な内容：租税法と要件事実論Ⅰ

ねらい：要件事実論の有用性について租税法律主義の視点から検証する。武富士事件東京地裁判決を素材にケース・スタディーを行う。

第6講 『要件事実論Ⅱ』

主な内容：租税法と要件事実論Ⅱ

ねらい：要件事実論の有用性について租税法律主義の視点から検証する。武富士事件の東京高裁判決を素材にケース・スタディーを行う。

第7講 『租税回避行為の否認』

主な内容：租税回避行為とその否認をめぐる学説・判例の動向

ねらい：オープン社ホールディング事件を素材に租税回避行為の否認の手法について整理する。

第8講 『所得税法の所得区分事例』

主な内容：所得税裁判事例研究Ⅰ

ねらい：建物利益事件を素材に所得税法上の所得区分の問題を検討し、所得区分問題の本質を理解する。

第9講 『譲渡所得課税事例Ⅰ』

主な内容：所得税裁判事例研究Ⅱ

ねらい：ゴルフ会員権事件を通して金銭債権の譲渡と譲渡所得の問題を検討し、所得税法上の譲渡所得をめぐる論点を整理する。

第10講 『譲渡所得課税事例Ⅱ』

主な内容：所得税裁判事例研究Ⅲ

ねらい：農地転用決済金事件を素材に所得税法の解釈・適用の問題と通達課税について研究する。

第11講 『所得税裁判事例総整理』

主な内容：所得税裁判事例研究Ⅳ

ねらい：所得税法上の重要裁判例を網羅的に検討し、論点を整理する。

第12講 『法人税法22条の解釈・適用事例』

主な内容：法人税裁判事例研究Ⅰ

ねらい：日本興業銀行事件を素材に法人税法の構造と、企業会計と法人税法の関係について理解を深める。

第13講 『租税特別措置法の解釈適用』

主な内容：法人税裁判事例研究Ⅱ

ねらい：万有製薬事件を素材に法人税法と租税特別措置法の関係や、租税特別措置法の解釈の方法について検討する。

第14講 『法人税法裁判事例総整理』

主な内容：法人税裁判事例研究Ⅲ

ねらい：法人税法上の重要裁判例を網羅的に検証し、論点整理を図る。

第15講 『租税手続法』

主な内容：国税通則法研究

ねらい：国税通則法と申告納税制度の関係と、修正申告、更正の請求などの通則法上の論点を整理する。

教科書 増田英敏『リーガルマインド租税法第5版』（成文堂、2019年）、増田英敏編『確認租税法用語集』（成文堂、平成21年）

参考書 金子宏『租税法22版』（弘文堂、平成29年）、佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂、平成21年）、増田英敏『租税憲法学第3版』（成文堂、平成18年）なお他に参考書は開講時に指示します。

<成績評価方法>

カッコ内は評価の割合

①試験（50%）②課題報告（20%）③平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）（30%）

地方自治法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院教授 米丸恒治

<授業の目的と到達目標>

日本国憲法が保障する地方自治の意義を、憲法が規定する統治構造と人権保障の仕組みを基本に据え、現行地方自治法を中心とする地方自治関連法律の基本的仕組みを理解することを到達目標とする。

もっともわずか15回の講義で理解できるほど、わが国の地方自治の仕組みは単純ではない。そこで、まずは、現行地方自治法の基本構造を理解することが目標となる。その地方自治法も、地方分権改革あるいは地域主権改革といわれる改革動向の中で、「抜本的改正」が行われてきた。したがって、本講義では、地方自治法を、歴史の中で、グローバル化の中で、民化（私化）の中で、そして分権化の中におき、その核心部分である地方自治法の基礎を学ぶことを当面の目標とする。

行政法の学修をする場合、いまやすべての問題が、地方自治の問題抜きには考えられない。大げさな言い方をすれば、「地方自治法の知識・実践なき行政法は無力」というべき状況にある。その意味では、地方自治法は、本来行政法の応用でありながら、もはや行政法を超える固有の内容をも有している存在となっている。したがって、本講義の到達目標は、地方自治の現場で通用可能な行政法の実践としての地方自治法はもちろんのこと、さらに行政法と並ぶ、あるいは行政法を超える憲法の実現手段としての地方自治法の一部を学修してもらうことにある。

<科目の概要と方針>

日本国憲法の大日本帝国憲法との大きな違いは、国民主権、平和主義（戦争放棄）、基本的人権および地方自治にかかる保障条項を新設したところにある。このうち地方自治の保障は、国の統治構造と基本的人権にかかわる基本問題であるが、主権者である日本国民は、この憲法を制定することで、国レベルの統治団体とは別に、自治体レベルにおける地域的統治団体（地方政府）として地方公共団体を設立し、これにも政治を信託することを宣言したと解される。したがって、自治体の存立は、国会あるいは内閣といった国の機関の授権に基づくものではなく、憲法によって直接授権されたものであり、その意味で、わが国の政治・行政は、その始原においてすでに国と地方公共団体の双方に信託されていることになる。したがって、憲法第92条～95条の地方自治保障の内容は、法律でもってしても容易に侵害することはできない、という地方自治の基本原則が導かれることになる。このような憲法の地方自治保障を具体化する基本法に相当する法律が地方自治法である。本講義においては、この地方自治法の一部重要な部分を中心にして、地方自治の基本的な法構造を講義する。

授業は講義を中心に行うが、適宜、主要な裁判例あるいは設例に関する議論をとおして討議的形式で進行したい。

<科目の内容>

第1講 地方自治の歴史と憲法的保障

主な内容：地方自治の歴史、憲法の地方自治保障法論

ねらい：わが国の地方自治の歴史について、明治期の「地方行政」制度までさかのぼり概観する。

わが国の「地方行政」制度は、明治期において諸外国の法制度の影響を強く受けていることから、比較法制度的な観点も重要になる。このような歴史と比較の中の「地方自治」制度を踏まえて、日本国憲法において自治権が保障されたわけであるが、本講では、地方自治保障制度の過程、内容、意義について理解する。

第2講 地方公共団体の意義・種類・区域のあり方

主な内容：基礎的自治体論（市町村合併論、地方分権改革論）

ねらい：憲法上の地方公共団体および地方自治法上の地方公共団体の意義・種類について学修する。最近の地方分権改革論の中心のひとつは「基礎的自治体」論にあり、区域問題とからんで市町村合併が中心であるが、大都市制度、都道府県制度、「道州制」あるいは連邦制をも射程に入れながら、「自治体再編」論についても考察する。

第3講 地方公共団体の基本構造と組織

主な内容：いわゆる「二元代表制」論、長と議会

ねらい：地方公共団体の自治組織権にかかわる問題として、憲法が保障されると言われる「二元代表制」論、これらを前提とする地方自治法の長と議会との関係について、憲法、法律および条例による組織規律の関係を解きほぐしながら、普通地方公共団体の議会、執行機関、両

者の関係について学修する。

第4講 地方公共団体の事務

主な内容：自治体の事務（仕事）区分

ねらい：国と地方公共団体の役割分担の問題を意識しながら、地方公共団体の事務論について、歴史的展開を踏まえて、現行の制度を概観する。とくに機関委任事務制度の創設から廃止までの歴史的展開を押さえておくことは、わが国の戦後の地方自治制度を理解する上できわめて重要である。新しく創設された法定受託事務と自治事務の事務区分等の仕組みと問題点についても、やや詳しく学修する。

第5講 国の行政的関与の仕組み

主な内容：国の関与法制

ねらい：国と普通地方公共団体との法的関係を中心に学修する。地方自治法上の国の関与の法制（自治法245条以下）を中心に検討する。国の関与の法制は、いわゆる行政的関与を中心とする制度であるが、この間の地方分権改革の議論も参考にしながら、その仕組みと新たな問題点について掘り下げる。

第6講 国と地方公共団体との間の紛争処理の仕組み

主な内容：国地方係争処理制度の仕組み

ねらい：国の関与の統制を実効的なものとするためには、国と地方公共団体との間の紛争処理の仕組みが不可欠である。地方自治法上の国地方係争処理制度（250条の7以下）および裁判所による紛争処理（251条の5以下）を中心に、国と地方公共団体との間の係争処理の基本的仕組みと問題点について学修する。

第7講 国と地方公共団体との紛争にかかる裁判例

主な内容：国と地方公共団体との紛争にかかる裁判例

ねらい：地方自治法上の係争処理の問題とは別に、裁判例によって積み重ねられた国と地方公共団体との紛争処理の可能性の問題がある。ここでは、裁判例を整理する。

第8講 地方公共団体の立法自治権（その1）

主な内容：条例制定権の限界（理論編）

ねらい：憲法が保障する立法自治権について全般的に学修する。まず本講では、条例制定権の意義と限界に関する学説について、いわゆる法令先占論から現在の議論にいたるまでを整理・検討する。とくに憲法上の法律事項、条例制定権の範囲（法律と条例との関係）を中心に学修する。

第9講 地方公共団体の立法自治権（その2）

主な内容：条例制定権の限界論（判例編）

ねらい：本講では、とくに条例制定権の範囲（法律と条例との関係）について、新たな判例動向にも注目して、主たる裁判例を整理して検討する。そして、第8講における学説の検討と本講における裁判例の検討を踏まえて、地方自治法のもとでのあるべき自治立法権について身につける。

第10講 住民の権利・義務総論

主な内容：住民の参政権、直接請求権論、住民投票権

ねらい：住民の意義、住民の権利・義務について学修する。地方公共団体の行政の仕組みには、国の行政の仕組みには存在しない直接民主主義的要素が特徴的である。住民の権利についても、各種の直接請求権が用意されている。本講では、住民の直接民主主義的な諸権利について学修する。

第11講 住民訴訟（その1）

主な内容：行政事件訴訟、民衆訴訟、住民監査請求、住民訴訟

ねらい：行政事件訴訟全体の中での住民訴訟の位置づけを明確にしながら、住民監査請求と住民訴訟の意義について、総論的に学修する。

第12講 住民訴訟（その2）

主な内容：住民監査請求前置主義、住民訴訟の対象、住民訴訟の類型、住民訴訟における違法性

ねらい：住民訴訟の訴訟要件にかかわる問題、住民訴訟の対象の中心問題である財務会計上の行為の解釈、違法性の「承継」問題あるいは1号請求から4号請求までの住民訴訟の違いについて学修する。

第13講 住民訴訟（その3）

主な内容：4号請求、代位請求訴訟、「当該職員」、被告適格、会計職員に対する賠償命令制度

ねらい：住民訴訟においてもっとも重要な4号請求にかかる解釈問題について学修する。旧代位請求訴訟制度との比較における現在の4号請求の基本構造、4号請求の中心的解釈問題である「当該職員」あるいは被告適格等の問題、そして法243条の2の会計職員に対する賠償命令制度について理解を深める。

第14講 地方自治と地方公共団体の職員

主な内容：自治体職員の身分の多様化、自治体職員の派遣

ねらい：地方自治の実現のためには、長・議会と住民だけではなく、自治体の現場で働く職員の役割が重要である。その職員は、いまや公務員の身分を有するものだけで構成されているわけではない。また、地方公共団体から派遣されて第三セクター等で働く職員も多い。本講では、地方公共団体で働く職員にかかわる法律問題を学修する。

第15講 地方自治と民化（私化）

主な内容：自治体行政の民化（私化）、指定管理者制度

ねらい：自治体行政の民化（私化）の現象は、いまでは日常的である。本講では、その典型例である指定管理者制度問題、自治体行政の民化（私化）にかかわる制度と若干の裁判例を学修する。

<成績評価方法>

①期末試験 80%、②レポートと平常点（報告内容と討論の姿勢や態度の評価）20%で最終評価を行う。

社会保障法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 小島晴洋

<授業の目的と到達目標>

社会保障法とは、単一の法典ではなく、社会保障に関する個別法の総称である。この講義では、社会保障の主要な3分野（医療保険、年金、社会福祉）における法律関係を正確に理解することを最大の目標とする。それはすなわち、個別法としての各社会保障法規について、その仕組みと解釈を「ナマの条文」を読むことから理解することである。

そのための具体的な到達目標は、以下の通りである。

- ①個別の社会保障制度について、その仕組みを「ナマの条文」を読むことから理解する。
- ②社会保障の具体的事例を、民法や行政法の応用として理解・説明する。
- ③社会保障法の構造を理解することにより、給付行政全般における「土地勘」を養う。

<科目の概要と方針>

この講義では、社会保障の主要な3分野（医療保険、年金、社会福祉）について、それぞれ順番に、主要な法律の条文に即しながら、制度の概要とその法律関係を学ぶ。その際、事例研究を積極的に活用する。社会保障法は生活密着型の公法の代表例であり、多くの場合、問題解決のために大量の情報（文書など）を短時間に処理する能力が求められる。この講義では、社会保障法の基本を学ぶことにより、必要な情報を効率よく取捨選択し、問題解決につなげることができる能力も養いたい。

授業方法は、できるだけ一方的な講義を避け、質疑応答などを通じて、なるべく双方向型で進める。節目ごとに小テストを行うが、それは、学生の評価のみならず、理解度を確認するなど、双方向型の授業のための一手段としての意味も有する。

法制度・法構造の基本的な理解・確認を行うために、教科書を指定する（小島晴洋『ナビゲート社会保障法』信山社 2014、および、岩村正彦編『社会保障判例百選 [第五版]』2016を予定）。また、社会保障の各個別法はポケット型の六法にはほとんど収載されていないので、有斐閣の六法全書レベルの法令集が必要である。さらに、場合により、政省令、告示、通達等についても参照するため、専門の六法（法令集）を必要とすることもある。

毎回必ず予習を課す。社会保障法学は、憲法・民法・行政法などの基本的理解、各制度や社会経済システムに関する基本的な知識を前提とする応用法学科目であるため、限られた授業時間で効果的な学習を行うためには、必要な知識を事前に確認しておく作業が欠かせない。

<科目の内容>

第1講 導入・社会保障法制の概要

主な内容：社会保障の意義・概念、社会保障法制の概要

ねらい：まず、全15講の本授業の全体像を鳥瞰し、その範囲を把握する。社会保障の意義・概念を再確認し、各制度の概要を再確認する。

第2講 医療保険の法律関係（1）

主な内容：医療法、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

ねらい：医療保険制度の概要およびその法律関係を、条文に即しながら確認する。

第3講 医療保険の法律関係（2）－事例研究

主な内容：医療計画による病床規制と保険医療機関の指定

ねらい：病床過剰地域において、保険医療機関の指定を拒否することができるかという事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第4講 医療保険の法律関係（3）－事例研究

主な内容：減点査定

ねらい：保険医療機関等からの診療報酬請求に関して、審査支払機関が行ういわゆる「減点査定」の事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第5講 医療保険の法律関係（4）－小テスト

主な内容：小テスト

ねらい：小テストを行う。テスト実施後には、その解説を行う。

第6講 年金の法律関係（1）

主な内容：国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する

る法律

ねらい：年金制度の概要およびその法律関係を、条文に即しながら確認する。

第7講 年金の法律関係（2）－事例研究

主な内容：厚生年金の被保険者

ねらい：強制適用であるはずの厚生年金について、事業主が必要な加入手続きを怠っているような事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第8講 年金の法律関係（3）－事例研究

主な内容：重婚的内縁関係

ねらい：重婚的内縁関係が存在し、遺族年金の受給権者をめぐり争いがある事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第9講 年金の法律関係（4）－小テスト

主な内容：小テスト

ねらい：小テストを行う。テスト実施後には、その解説を行う。

第10講 社会福祉の法律関係（1）

主な内容：介護保険法、老人福祉法、生活保護法、児童福祉法、社会福祉法、障害者総合支援法

ねらい：社会福祉各制度およびその法律関係を、条文に即しながら確認する。

第11講 社会福祉の法律関係（2）－事例研究

主な内容：保育所の利用関係

ねらい：保育所への入所の可否が問題となった事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第12講 社会福祉の法律関係（3）－小テスト

主な内容：小テスト

ねらい：小テストを行う。テスト実施後には、その解説を行う。

第13講 社会福祉の法律関係（4）－事例研究

主な内容：生活保護基準

ねらい：憲法25条のもっとも直接的な具体化としての生活保護基準が問題となった事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第14講 社会福祉の法律関係（5）－事例研究

主な内容：生活保護の手続き

ねらい：生活保護の開始、変更、停止、廃止など、申請から実施に至る一連の手続きをめぐり争いのある事例について、判例の分析を行いながら検討する。

第15講 全体のまとめ

主な内容：第1講～第14講の全範囲の総整理と発展

ねらい：最後にまとめとして、今までの講義の総整理を行う。各受講生に自らの問題としての社会保障法の意識付けを行い、実務を通じての今後の学習の発展を期す。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験、②～④小テスト3回、⑤平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）で行う。その比率は、次のとおりである：①期末試験55%、②～④小テスト30%（10%×3回）、⑤平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度）15%。

消費者法

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 佐々木 幸 孝

<授業の目的と到達目標>

各講の授業の目的はシラバス「ねらい」記載のとおりである。到達目標は、第1講では、消費者問題の変遷と現在の消費者問題、それへの対応としての主要な消費者法制定の背景、消費者政策について理解する。第2、3講では、契約締結過程に関わる民法・消費者契約法の規律を理解する。第4講では契約の内容規制に関する民法・消費者契約法の規律について理解する。第5講では取引型消費者被害に不法行為法がどのように用いられているかを理解する。

第6～8講は、特別法である特商法や割賦販売法が、どのような手法で消費者の利益擁護を図っているかを理解する。第9講では消費者問題として重要な多重債務問題の解決の手法を理解する。第10講以下は、各テーマ毎に消費者問題としての重要性と消費者被害回復のための法的手段について理解する。

<科目の概要と方針>

消費者問題にかかわる法制度の理解と問題解決能力の習得を目標とした授業を行う。具体的には、「消費者被害の変遷・現状」、「消費者取引と法」、「安全・競争と消費者」、「消費生活上の事故とその救済」、「消費者紛争の解決」といったテーマ毎に授業をすすめ、その中で、民法、消費者契約法、特商法、割賦販売法、製造物責任法など消費者の権利擁護に関する主要な法律について知識を得るとともに、現実の消費者紛争例などを利用して、応用力や立法政策的な思考力を養う授業を行う。

授業方法は、法制度や基礎理論について解説を行い、また現実の訴訟事例や消費者相談例を提示し、随時質疑応答や議論を行う。

<科目の内容>

第1講 消費者被害・消費者法の変遷・現状と消費者政策

主な内容：消費者被害の現状、主要な消費者被害事件及び主要な消費者関連法制定経過、消費者概念
ねらい：消費者被害の現状、社会問題化した消費者被害事件とその解決、主要な消費者関連法の制定とその背景を確認し、消費者の権利擁護を考える視点を押さえる。また現在進行している消費者施策の意義と問題点を検討する。

第2講 契約締結過程と民法

主な内容：消費者契約の締結過程の問題にどう民法を適用するか
ねらい：消費者契約の締結過程の問題点とそれに対する民法の適用について、裁判例を中心に検討する。消費者被害の民法による救済の可能性とその限界についても確認する。

第3講 契約締結過程と消費者契約法

主な内容：消費者契約法による契約締結過程における適用とその解釈について
ねらい：消費者契約法における契約締結過程に関する規律（3条～7条）の内容及び解釈上の論点についてこれまでの裁判例などを取り上げて解説する。消費者契約法の立法の背景、成立・改正の経過、運用状況についても触れる。また同法の問題点を改正作業における論点も含めて解説する。

第4講 消費者契約の内容規制、約款論

主な内容：約款問題、消費者契約法による不当条項における適用とその解釈について
ねらい：民法における不当な約款に対する内容規制について従来の裁判例をもとに解説し、その後消費者契約法における不当条項に関する規律（8条～10条）の内容及び解釈上の論点について、裁判例、実際の紛争事例をもとに解説する。不当条項規制の問題点を改正作業における論点も含めて解説する。

第5講 消費者取引と損害賠償請求

主な内容：投資型消費者紛争の多くで被害回復に不法行為（あるいは債務不履行）に基づく損害賠償請求が用いられている。不法行為責任等を問う意義、適用要件、過失相殺の実情など、裁判例などを例に解説する

ねらい：紛争の実態と法的救済手段の比較・選択の問題、業法規制と不法行為要件の関連などについても検討する。

第6講 取引の複雑化－特商法①（訪問販売）－

主な内容：特商法における訪問販売について要件及び規制内容の確認、行政規制と民事規定を併せた

法の理解、具体的な紛争事例とその解決手法

ねらい：特商法における典型取引である訪問販売について適用要件とその規制内容について確認する。また特商法上の他類型の取引と共通する契約締結過程に関する業法上の規制（書面交付義務や各種禁止行為）、また、クーリング・オフ、取消権、過量販売解除権などの民事ルールの趣旨及び機能を解説し、実際の事例を通して知識の定着を図る。

第7講 取引の複雑化—特商法②（訪販以外の取引類型）—

主な内容：訪問販売・通信販売以外の特商法が適用になる取引類型（連鎖販売取引、業務提供誘引販売、電話勧誘、特定継続役務提供、訪問購入）に関するトラブル、適用要件、それぞれの規制内容など

ねらい：特殊な取引形態が引き起こしているトラブルの特徴、特商法が各取引類型毎にどのような適用要件を設け、どのような行政規制を行い、どのような民事ルールにより救済を図っているか、また解釈上の論点について確認する。

第8講 取引の複雑化—割賦販売法—

主な内容：クレジット取引に関する被害実態、割賦販売法における規制の確認、割賦販売法における抗弁の対抗、取消権など

ねらい：取引の複雑化と消費者問題、とりわけ第三者与信型取引の問題点について解説。抗弁接続規定の内容と解釈上の問題点、クレジット契約の取消権、過量販売解除権などを確認する。

第9講 多重債務問題とその法的救済

主な内容：多重債務問題の現状、多重債務者の救済手段の選択、任意整理と法的整理（自己破産と個人再生手続）

ねらい：消費者への与信と多重債務者の現状を知り、多重債務者救済に関する手続とその実務上の注意点について学習する。多重債務の救済手段の選択と、各手続きにおける問題点、判例の流れなどを学ぶ。

第10講 PL法と安全規制

主な内容：製品事故とPL法に基づく民事救済、行政による安全規制

ねらい：製品に関する事故が発生した場合の救済について、PL法に基づく主要な裁判例を踏まえて検討する。さらに、安全に関する消費者問題の現れ方を確認する。食品を例に安全に関する行政による規制について概観する。

第11講 電子商取引

主な内容：電子商取引、ネットオークション、インターネットを巡る諸問題等

ねらい：インターネット社会の発展に伴う消費者取引に関わる問題を確認する。特商法の通信販売その他の特別法による規制、民法の適用とその限界などを確認する。

第12講 消費生活上の事故と法的救済

主な内容：医療サービスにおける事故を例に法的救済を考える

ねらい：消費者問題でも非常に深刻な被害として医療サービスにおける過誤がある。専門性の高い分野であるが、その被害回復がどのようになされているのか、消費者（患者）側からの実務的な手続の流れと問題点について見ていく。また最近の医療過誤に関する判例の流れをその考え方の解説をふくめて検討する。

第13講 訴訟・紛争処理と消費者

主な内容：裁判外紛争処理制度、消費者訴訟、消費者団体訴訟制度

ねらい：被害消費者が訴訟制度を利用する場合の問題点や消費者の訴訟を支援する制度について確認する。また、差止めや金銭請求に関する消費者団体訴訟制度や裁判外紛争処理制度、相談苦情処理機関について、各々の機能と特徴を検討する。

第14講 競争・取引表示と消費者

主な内容：競争秩序と消費者の利益、取引に関わる表示と消費者の利益、独禁法・景表法・不競法と消費者

ねらい：競争秩序、取引に関わる表示と消費者利益の確保の関係について押さえる。独禁法・景表法・不競法の内容について事例をもとに学習する。行政的な規制とともに、独禁法違反行為の私法上の効力や私人による差止請求、損害賠償請求権、景表法における消費者団体訴訟などの私人による権利行使について理解する。

第15講 その他の課題

主な内容：前講までの講義で時間的に足りなかった箇所を補い、また現時点での重要な消費者問題における課題について検討を行う。

<成績評価方法>

成績評価は①期末試験（70%）、②平常点（質疑応答を含む平常の授業態度。欠席は減点対象とする。）（30%）

医事法

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 家 永 登

<授業の目的と到達目標>

医事法は、医療に関する法規制の総体である。医療は患者の疾患の治療、健康の回復・増進を目的として行なわれるが、医療行為のなかには、患者の身体に対する侵襲を伴うものもある。医療に関する法規制は、まず患者の生命・身体・健康への権利の保障を目標とする。さらに最近では、患者の生命・身体・健康は患者自身のものであるから、どのような医療を受けるかは医療者から十分な説明を受けたうえで患者自身が決めるべきであるという理念に基づいて、医療に対する患者の自己決定権の保障も医事法の目標と考えられるようになった。医事法を学ぶ目的は、このような患者の権利を尊重した医療を実現するために法が果たしている（そして果たすべき）役割を考察することにある。

<科目の概要と方針>

医事法の対象を、個別的医療行為の事前に行われる法規制（＝事前規制）、個別的医療行為の法規制、事後に行われる医療者らの法的責任の追及（＝事後規制）に3分化して概説する。事前規制としては医療法による医療施設等の物的規制および医師法による医療者の人的規制などを検討し、医療行為論では医療契約の性質論、個別的医療行為の適法要件を検討し、事後規制としては、医療者に対する刑事責任の追及の可否および民事医療過誤に関する判例を中心に検討する。

授業方法 学部段階で医事法の講義を受けていない受講生が大多数のため、原則として講義形式をとる。

<教科書> 特に指定しない。毎回レジュメを配布し、これに基づいて講義する。
参考文献は講義の際に適宜紹介する。

<科目の内容>

第1講 医事法の初心と基本理念

主な内容：唄孝一『死ひとつ』（信山社）を読んで、わが国の医事法の「初心」を考え、さらに医事法の基本理念である患者の生命および健康への権利と、患者の自己決定権との関係を検討する

ねらい：医療に対する法規制の根拠となる患者の権利としてどのようなものがあり、それは何に根拠をもつのかを検討する。

第2講 医療に対する法規制の態様——医療施設に対する法規制

主な内容：医療に対する法規制の態様、事前の規制、事後的な規制

ねらい：医療に対する事前、事後の法規制を概観したのち、医療に対する事前の法規制のうち、医療法による医療施設（病院・診療所）の規制を中心に検討する。

第3講 医療従事者に対する法規制

主な内容：医療従事者に対する法規制、医師法、保助看法の概要と各医療者の権限

ねらい：第2講につづいて、事前規制のうち医療従事者に対する規制を概観する。特に医師法に定められた医師の法的義務や、医師と他の医療従事者（看護師等）との関係を検討する。

第4講 個別医療における当事者の法律関係

主な内容：診療契約の法的性質、救急医療の法的性質、保険医療の法的性質

ねらい：第2講、第3講において医療を供給する側に対する法規制を検討したが、本講では医療提供者（医療者）と医療利用者（患者およびその家族）との間の法律関係、契約によらない救急医療、さらには保険医療における診療報酬支払の法律関係について検討する。

第5講 医師・患者の基本的関係

主な内容：医師の説明義務、十分な説明を受けたうえでの患者の同意（インフォームド・コンセント）、患者の自己決定と医療者の裁量

ねらい：医師から十分な説明をうけたうえで患者が同意することは、個別的な医療行為が合法化される大前提である。個別医療が合法とされる要件の検討に先立って、わが国においてインフォームド・コンセントが論じられるようになった背景も確認しておく。

第6講 医療に対する事後的な規制

主な内容：医療者資格の停止・剥奪、刑事責任の追及、民事（損害賠償）責任の追及

ねらい：医療に対する法規制のうち、事後的に行なわれる法規制である行政処分、刑事責任、民事責任の関係を、具体的に行政処分や刑事処分が行われた医療過誤事例を素材に検討する。

第7講～第8講 医療過誤民事訴訟における過失と因果関係

主な内容：医療過誤訴訟における過失の認定（医療水準論、医学的知見論）および因果関係の認定

ねらい：医療過誤に関する民事判例のなかから未熟児網膜症など医療水準論が採用された事例を出発点として、医療過誤民事訴訟における過失の内容と基準および因果関係に関する判例の立場を検討する。

第9講 医療過誤における責任の分担

主な内容：医療過誤、チーム医療における各医療者の責任分担

ねらい：今日の医療現場においては、患者に対して一人の医師だけが対応するという事はむしろ少ない。本講では複数の医師や看護師が関与した医療過誤の事例を素材として、チーム医療における責任の分担について判例の傾向を検討する。

第10講 感染症、精神疾患と法

主な内容：感染症医療法、精神保健福祉法の概要と問題点

ねらい：疾病構造の中心は、急性の感染症から慢性の生活習慣病に移行したといわれるが、近年はインフルエンザから性感染症まで感染症の「逆襲」も言われる。感染症治療の基本法である感染症医療法の概要を検討する。また、医療行為への同意能力に問題のある精神疾患の患者に対する医療について精神保健福祉法に至る歴史とこの間の差別を検討する。

第11講 生と死をめぐる問題——人工妊娠中絶と法

主な内容：人工妊娠中絶、不妊手術、避妊と母体保護法、出生前診断、胎児の法的地位

ねらい：医療技術の進歩は人間の生命の始まりと終わりを人為的にコントロールすることを可能とした。出生については、「生殖なき性行為」が医学的に可能となったことに対する法的対応を検討する。

第12講 生殖補助医療と法

主な内容：生殖補助医療の許容要件、提供精子・卵子による体外受精、代理母出産と法的親子関係の確定

ねらい：今日までわが国の生殖補助医療は法規制のないままに、医師団体の自主規制によって行なわれてきたが、これに違反して提供卵子による体外受精や代理母による出産があった場合の法的親子関係を、近時の立法提案も素材に検討する。

第13講 男女の性別と法

主な内容：法の世界における男女の性別の再検討

ねらい：法の世界では、人間は「男」「女」のいずれかに二分できることを当然の前提としているが、それでは「男」と「女」を区分する基準は何か。その基準には医学的に根拠があるのか。性同一性障害者性別変更特別法を契機に、法における性別の扱いを再検討する。

第14講 終末期医療と法

主な内容：在宅医療、延命治療の中止、安楽死・自殺幫助と法

ねらい：終末期医療の諸制度および終末期患者の在宅治療の希望や、治療中止の意思はどのような場合にどこまで許容されるかを、判例が示した基準と終末期医療の臨床現場とを照応させつつ検討する。

第15講 脳死・臓器移植と法

主な内容：臓器移植法による脳死からの臓器移植、臨床的脳死と法的脳死判定、提供意思と遺族の意向

ねらい：臓器移植法のもとで実施された脳死した者からの臓器移植の具体的事例を素材として、同法が規定する実施の手続きの概要と、日本において脳死移植が増加しない背景を検討する。

<成績評価方法>

成績評価は、①試験、②レポート・小テスト、③教室での対応（質問への応答などを含む）で行なう。その比率は、①70%、②15%、③15%とする。

環境問題と法 I

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 樋 渡 俊 一

<授業の目的と到達目標>

公害法・環境法がどのような背景をもって生まれ、どのような特色、基本原則があり、目的を達成するためにどのような手法があるのかを考えること。担当教員の実務経験を反映した授業の中で、可能な限り、生の環境問題に触れ、考えてほしい。

<科目の概観と方針>

科目の概要は、以下のとおり。あらかじめ、大塚直教授著「環境法BASIC」第2版（有斐閣）、環境法判例百選（第2版、有斐閣）などを読んで予習してほしい。講義の際にプリントも配布する予定。

<科目の内容>

第1講 環境法の背景、特色、基本原則

主な内容：公害法・環境法がどのような背景をもって生まれ、どのような特色を持つか、環境法の基本原則にどのようなものがあるかを考える

ね ら い：公害法・環境法が、既存の民法、行政法の法体系から独自の発展を遂げた背景を考え、環境法の基本原則である①「汚染者負担原則」(PPP)、②「持続可能な発展」(SD)、③「未然防止原則」、「予防原則」等について、その歴史的な背景、内容、特徴を明らかにし、④環境権、自然享有権について検討する。

参考文献 大塚直「環境法BASIC」第2版2頁、30頁

第2講 環境法の手法

主な内容：環境法の目的を達成するために、どのような手法があるかを考える

ね ら い：環境法の目的を達成するための、①規制的手法、②総合的手法（計画、アセスメント等）、③経済的手法、④情報的手法、⑤参加的手法、⑥教育的手法などについて、その特色、長所・短所などを検討する。

参考文献 大塚「環境法BASIC」第2版60頁

第3講 環境基本法

主な内容：環境基本法制定の背景、特色、内容を明らかにする

ね ら い：環境基本法が、その前身である公害対策基本法の時代からどのような歴史、特徴、内容を持つか検討する。 大塚「環境法BASIC」第2版84頁

第4講 環境影響評価法（アセスメント法）

主な内容：環境影響評価法の歴史、現状、内容を明らかにする

ね ら い：環境影響評価法がようやく1997年に制定され、その後、2011年に改正された経緯、内容等を検討する。 大塚「環境法BASIC」第2版102頁

第5講 環境汚染・有害物質摂取の規制・対策法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法ほか）

主な内容：環境汚染・有害物質摂取の規制・対策法を、大気汚染防止法、水質汚濁防止法を中心に検討する

ね ら い：有害物質が排出源等から排出され、それが大気・水・土壌等の環境媒体を通して環境一般に拡がり、生態系に被害を及ぼし、あるいは呼吸、食事、飲水等を通じて人のからだに摂取され被害を及ぼすことを、環境法がどのように規制し、対策を取ろうとしているのかを検討する。 大気汚染防止法、水質汚濁防止法の背景、特色、内容を明らかにする。 大塚「環境法BASIC」第2版138頁

第6講 土壌汚染法制（土壌汚染対策法ほか）

主な内容：土壌汚染法制の歴史、現状、内容と裁判例を明らかにする

ね ら い：土壌汚染法制がどのような歴史を持ち、どのような特徴を持つか、その内容等を検討する。その中で、土地の所有権制度、売買契約における瑕疵担保責任制度、不法行為制度にも影響が及んでいることを明らかにする。

大塚「環境法BASIC」第2版194頁

第7講 廃棄物処理法制

主な内容：廃棄物処理法の歴史、現状、内容を明らかにする

ね ら い：廃棄物処理法がどのような歴史を持ち、環境法制の中でどのような特徴を持つか、どのよ

うな目的を有し、そのためにどのような手段を講じているかを明らかにする。 大塚「環境法BASIC」第2版228頁

第8講 循環型社会法制（循環型社会形成推進基本法、リサイクル法ほか）

主な内容：循環型社会法制の歴史、現状、内容を明らかにする

ねらい：循環型社会法制がなぜ生まれ、どのように進展し、どのような特徴を持つか、その内容を明らかにする。 大塚「環境法BASIC」第2版285頁

第9講 自然環境保全法、自然公園法ほか

主な内容：自然環境保全法、自然公園法ほか、日本の自然保護法制の歴史、内容、特色を明らかにする

ねらい：日本の自然保護法制がどのような歴史的経緯を持つのか、とりわけ自然公園法、自然環境保全法の歴史、内容、特色、最近の動きを明らかにする。

大塚「環境法BASIC」第2版313頁

第10講 地球温暖化対策推進法ほか

主な内容：国際環境問題を概観し、地球温暖化対策推進法の歴史、現状、内容を明らかにする

ねらい：公害環境問題が、一国内の問題にとどまらず、国際問題、地球環境問題になっている現状を俯瞰し、とりわけ地球温暖化問題について、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、その後、締約国会議（COP）が毎年開催され、2015年にパリ協定が採択され、日本でも1998年に地球温暖化対策推進法が制定された経緯、法律の内容、その後の取り組みについて明らかにする。

大塚「環境法BASIC」第2版358頁

第11講 環境訴訟その1（公害損害賠償・差止請求訴訟）

主な内容：四大公害訴訟、その後の公共事業をめぐる訴訟等の裁判例を概観する

ねらい：従来の民法の不法行為法制度等の限界が、公害訴訟の中で明らかとなり、訴訟等を通じ、新たな法原理が提唱されてきた経緯、その内容等を検討する。

大塚「環境法BASIC」第2版394頁

第12講 環境訴訟その2（自然保護、景観訴訟等）

主な内容：自然保護、景観訴訟等の民事裁判例を概観する

ねらい：環境保全、景観保護をめぐって、どのような訴訟があるか、環境権、自然享有権、景観権（利益）等の現状について検討する。

第13講 環境訴訟その3（行政訴訟）

主な内容：公害・環境問題に関する行政訴訟の裁判例を概観する

ねらい：公害・環境問題に関する行政訴訟の特色、原告適格、行政処分、裁量の司法によるチェック（統制）のあり方等について検討する。

大塚「環境法BASIC」第2版431頁

第14講 まとめその1（環境法の特色）

主な内容：第1～13講をふまえて、環境法の基本原則、手法を再度概観する

ねらい：環境法の具体的法律、裁判例などを通じて、環境法の基本原則、手法がどのように実現されているか、されていないかを考える。

第15講 まとめその2（環境法の課題、展望）

主な内容：第14講をふまえて、公害・環境法の今後の課題を考える

ねらい：環境法の具体的法律、裁判例などをふまえて、環境法の課題、展望を考える。

<成績評価方法>

評価は、①期末試験、②宿題（レポート）、③平常点の総合により行う。それぞれの比率は、①試験（60%）、②宿題（レポート）（20%）、③平常点（20%）である。

環境問題と法Ⅱ（演習）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 樋 渡 俊 一

<授業の目的と到達目標>

本演習では、判例に現れた事案をもとに、当事者がどのような主張を行い、裁判所がどのような判断を行ったかを通して、環境法の諸問題を考えて行きたい。民法、行政法の復習としても役立てば幸いである。

<科目の概観と方針>

科目の概要は、以下のとおり。あらかじめ、環境法判例百選（第3版、有斐閣）、その他判例解説などを読んで予習してほしい。

<科目の内容>

第1講 水俣病事件（熊本、新潟）

主な内容：①熊本地裁昭和48年3月20日判決（判時696号15頁、判タ294号108頁、環境法判例百選（第3版、有斐閣）81）

②新潟地裁昭和46年9月26日判決（判時642号96頁、判タ267号99頁、環境法判例百選（第3版）80）

ねらい：①は、不法行為の成立要件である「過失」の中核概念とされる結果回避義務が（大阪アルカリ事件大審院大正5年12月22日判決（環境法判例百選（第3版）1）参照）、人の生命・身体に危害が及ぶおそれのある公害事件では、どのように捉えられるか等を検討する。大塚直「環境法BASIC」第2版（有斐閣）395頁

②は、損害賠償請求訴訟における重要争点である、加害行為と損害との間の事実的因果関係の存在（とりわけ発生源と汚染経路）について、原被告間でどのような立証責任の（事実上の）分配がなされるべきか等を検討する。大塚401頁。

第2講 水俣病事件（関西訴訟、溝口訴訟ほか）

主な内容：①最高裁平成16年10月15日判決（判時1876号3頁、判タ1167号89頁、環境法判例百選（第3版）84）

②最高裁平成25年4月16日判決（判時2188号42頁、環境法判例百選（第3版）85）

ねらい：①は、水俣病の認定条件、国及び県の規制権限不行使に関する責任の要件、②は、水俣病の認定条件（感覚障害のみの水俣病は存在しないか等）を検討する。大塚「環境法BASIC」第2版514～519頁。

第3講 四日市ぜんそく、イタイイタイ病事件

主な内容：①津地裁昭和47年7月24日判決（判時672号30頁、判タ280号100頁、環境法判例百選（第3版）2）

②名古屋高裁金沢支部昭和47年8月9日判決（判時674号25頁、判タ280号182頁、環境法判例百選（第3版）15）

ねらい：①は、共同不法行為の成立要件、②は疫学的因果関係等について検討する。大塚「環境法BASIC」第2版403、406頁。

第4講 空港事件（大阪国際空港事件、厚木基地飛行差止請求事件）

主な内容：①最高裁昭和56年12月16日判決（判時1025号39頁、判タ455号171頁、環境法判例百選（第3版）19、20）

②最高裁平成28年12月8日（判時2337号3頁、判タ1437号56頁、環境法判例百選（第3版）24）

ねらい：差止請求が、行政庁の航空行政権、営造物管理権等との関係で制約があるか等について検討する。大塚「環境法BASIC」第2版423頁。

第5講 道路事件（国道43号線訴訟事件 名古屋南部大気汚染公害事件）

主な内容：①最高裁平成7年7月7日判決（判時1544号18頁、判タ892号124頁、環境法判例百選（第3版）25）

②名古屋地裁平成12年11月27日判決（判時1746号3頁、判タ1066号104頁、環境法判例百選（第3版）12）

ねらい：損害賠償請求と差止請求に関する違法性の判断基準等を検討する。大塚「環境法BASIC」

第2版416頁等。

第6講 丸森町廃棄物処分場差止請求事件、紀伊長島町水道水源保護条例事件

主な内容：①仙台地裁平成4年2月28日判決（判時1429号109頁、判タ789号107頁、環境法判例百選（第3版）38）

②最高裁平成16年12月24日判決（判時1822号3頁、判タ1172号123頁、環境法判例百選（第3版）53）

ねらい：①は、廃棄物処分場の建設差止請求権の根拠、要件を検討し、②は、廃棄物処理施設の設置計画をめぐって、自治体による水源保護条例の制定、施行のあり方、行政の配慮義務等について検討する。大塚「環境法BASIC」第2版419、496頁

第7講 土壤汚染（川崎市土壤汚染事件、フッ素汚染土地について瑕疵担保責任追及事件）

主な内容：①東京地方裁判所平成24年1月16日判決（判例地方自治357号70頁）、東京高等裁判所平成25年3月28日判決（判タ1393号186頁、環境法判例百選（第3版）31）

②最高裁平成22年6月1日判決（判時2083号77頁、判タ1326号106頁、環境法判例百選（第3版）30）

ねらい：①は、土壤汚染対策法7条1項に基づいて、汚染の除去等の措置を命じられた土地所有者が汚染行為をした者に費用を請求できると定めた同法8条を、不作為の不法行為ゆえの規定と考えるのか、不法行為と切り離された特別規定と考えるのか等について、検討する。大塚「環境法BASIC」第2版485頁。

②は、売買契約締結時に、規制対象となっていなかったが、その後に特定有害物質と定められた物質（フッ素）に購入土地が汚染されていたとして、買主が売主に瑕疵担保責任に基づいて損害賠償を請求することが出来るか等について、検討する。大塚「環境法BASIC」第2版488頁。

第8講 伊方原子力発電所事件、大飯（おおい）原子力発電所事件

主な内容：①最高裁平成4年10月29日判決（判時1441号37頁、判タ804号51頁、環境法判例百選（第3版）89）

②福井地裁平成26年5月21日判決（請求認容。判時2228号72頁、環境法判例百選（第3版）94）

ねらい：ア 科学問題、原子炉設置許可について司法審査はいかにあるべきか、イ 原子炉設置許可処分に行行政庁の裁量は及ぶかなどを検討する。大塚「環境法BASIC」第2版462頁。

第9講 高速増殖炉もんじゅ事件

主な内容：①最高裁平成4年9月22日判決（判時1437号29頁、判タ801号83・96頁、環境法判例百選（第3版）91）

②名古屋高裁金沢支部平成15年1月27日判決（判時1818号3頁、判タ1117号89頁、環境法判例百選（第3版）92）

ねらい：原発訴訟における原告適格、原子炉設置許可処分の審査のあり方について検討する。大塚「環境法BASIC」第2版437、448、463頁。

第10講 原子力発電所事故被害者損害賠償請求事件

主な内容：①東京地裁平成30年2月7日判決、②東京地裁平成30年3月16日判決、③千葉地裁平成29年9月22日判決、④福島地裁平成29年10月10日判決、⑤その他

ねらい：①原子力発電所事故について、電力会社は原子力損害賠償法3条による賠償責任（無過失責任）のほかに、（一般の）不法行為責任を負うか、②国に規制権限不行使の責任は認められるか、何時の時点で認められるか、国の責任割合は何割か、③原告の被侵害利益の内容は何かなどを検討する。

第11講 国立マンション景観侵害事件

主な内容：①最高裁平成18年3月30日判決（判時1931号3頁、判タ1209号87頁、環境法判例百選（第3版）62）

②東京高裁平成16年10月27日判決（判時1815号75頁）

③東京地裁平成14年12月4日判決（判時1791号3頁）

ねらい：景観利益の享受は、法的保護に値するか、どのような要件を充たした場合に、裁判所に対し、相手方の建物撤去を求めることができるか等について検討する。

大塚「環境法BASIC」第2版400、461頁。

第12講 小田急高架化事業認可取消事件 サテライト大阪事件、宮崎産業廃棄物処分場事件

主な内容：①最高裁平成17年12月7日判決（判時1953号3頁、判タ1227号103頁、環境法判例百選

(第3版) 28、29)

②最高裁平成21年10月15日判決(判時2065号24頁、判タ1315号68頁、環境法判例百選(第3版)100)

③最高裁平成26年7月29日判決(判時2246号10頁、判タ1409号114頁)

ねらい: 行政事件訴訟法9条の解釈。①は、建設大臣による、都市計画法に基づく鉄道事業認可処分及び付属街路事業認可処分について、沿線住民は、その取消を求める原告適格を有するか、②は、経産大臣による、自転車競技法に基づく場外車券発売施設の設置許可処分について、周辺住民、病院等を営む医師は、その取消を求める原告適格を有するか等について、検討する。③は産業廃棄物許可処分。

大塚「環境法BASIC」第2版439頁、441頁。

第13講 日光太郎杉事件、鞆の浦世界遺産事件

主な内容: ①東京高等裁判所昭和48年7月13日判決(判時710号23頁、判タ297号124頁、環境法判例百選(第3版)77)、大塚「環境法BASIC」第2版444頁。

②広島地裁平成21年10月1日判決(判時2060号3頁、環境法判例百選(第3版)64) 大塚「環境法BASIC」第2版441、00頁。

ねらい: ①は、建設大臣の行った土地収用法に基づく収用のための事業認定等処分について、違法性判断はいかにあるべきか、行政処分に対する司法による(裁量)統制のあり方を検討する。②は、住民が県等を被告として、公有水面埋立法に基づく免許処分の差止め等を求めた事案で、原告適格の存否、行政処分に対する違法性判断、司法による(裁量)統制のあり方を検討する。

第14講 諫早湾干拓佐賀事件

主な内容: 福岡高裁平成22年12月6日判決(判時2102号55頁、判タ1342号80頁、環境法判例百選(第3版)73)

ねらい: 国の設置した諫早湾干拓地潮受堤防により環境悪化及び漁業被害が生じたと主張する漁民及び市民らが、国に対し、主位的に、本件潮受堤防の撤去を、予備的に、漁民である原告らが本件潮受堤防の各排水門の常時開放を求める等したところ、原審が、判決確定後3年以内に5年間、各排水門を開放すべきとして、予備的請求を一部認容したため、双方が控訴した事案において、本件潮受堤防の撤去請求を認めるに足る違法性は認められないなどとして主位的請求を認めなかったが、防災上やむを得ない場合を除き、常時開放する限度で認容するに足りる程度の違法性は認められるとして、予備的請求である本件各排水門の常時開放請求につき、原判決と同内容の範囲でこれを認めた事例について検討する。大塚「環境法BASIC」第2版422頁。

第15講 アマミノクロウサギ処分取消請求事件

主な内容: 鹿児島地裁平成13年1月22日判決(環境法判例百選(第3版)69)

ねらい: 自然及び自然物そのものの法的価値(自然の権利)を承認し、自然享有権を根拠として自然の権利を代行行使すると主張する原告らに、県知事に対し、A社に対する森林法の林地開発行為の許可処分の無効確認等を求めることにつき、原告適格が認められるか等を検討し、自然の権利訴訟について考える。

<成績評価方法>

評価は、①期末試験、②宿題(レポート)、③平常点により行う。それぞれの比率は、①期末試験(60%)、②宿題(レポート)(20%)、③平常点(20%)である。

刑事政策

配当年次：2・3年次

前期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 渡邊 一 弘

<授業の目的と到達目標>

本授業では、行動科学諸分野において取り組まれてきた犯罪学研究の歴史的発展と今日までに達成された学問的成果に触れることにより、犯罪者および犯罪現象についての科学的・経験的な研究方法を理解するとともに、犯罪学についての理解をふまえて、犯罪対策としての各種の司法的処分の有効な運用方法を探り、また刑事政策上の諸問題への効果的な取り組みを探ることを講義の目的としている。

到達目標については、犯罪学研究の成果をふまえ、各種の犯罪者処遇制度の本質を理解する能力およびより有効な処遇制度を模索する能力を身に付けることとする。

<科目の概要と方針>

本授業では、まず第1講から第3講において犯罪学の基礎的理解および犯罪学諸分野（犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、環境犯罪学等）において今日までに達成された学問的成果の概要の把握を行う。その後、第3講から第10講までにおいて、我が国の刑事司法制度、犯罪者処遇法制の概観を行うとともに各処遇制度の問題点の検討を行う。その後、第11講から第15講まで、刑事政策における今日的課題として、女性犯罪者の処遇、触法精神障害者の処遇、高齢犯罪者の処遇、いわゆる「処遇困難者」への刑事政策的対応を取り上げ、検討を行う。

授業については、教員作成のレジュメに沿って、質疑応答を通じた受講生の理解度の確認も交え、講義を展開する。受講生は、授業の該当部分について、教科書・参考書を用いて予習を行ったうえで、講義に出席していただきたい。

<教材>

教科書：岩井宜子『刑事政策（第7版）』（尚学社、2018）

参考書：法務省法務総合研究所編集『平成30年度版犯罪白書』、J・ロバート・リリー他著／影山任佐監訳『犯罪学（第5版）』（金剛出版、2013）

<科目の内容>

第1講 犯罪学の基礎、犯罪統計の読み方

主な内容：犯罪学の基礎、犯罪統計の読み方、犯罪の暗数

ねらい：刑事政策決定を行うに際しての科学的根拠を提供する犯罪学の概要を理解するとともに、政策決定の根拠となる社会的事実および実務上の経験を実証的に分析する能力を身につけるため、犯罪統計の読み方を学ぶ。

第2講 犯罪学の歴史的発展

主な内容：犯罪学の歴史的発展

ねらい：近代的な「犯罪学」以前の犯罪研究の状況、古典派犯罪学の発展と概要、実証主義犯罪学の発展と概要、現代の犯罪学研究の展開を学び、犯罪学研究の概要を把握する。

第3講 犯罪学諸分野における研究の動向

主な内容：犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、環境犯罪学

ねらい：犯罪生物学、犯罪精神医学、犯罪心理学、犯罪社会学、環境犯罪学といったそれぞれの学問分野における犯罪学研究の動向を把握する。

第4講 刑事政策の基礎、刑罰論の基礎

主な内容：刑事政策の概要、刑事政策の研究課題、刑罰論の基礎、我が国の刑罰制度

ねらい：刑事政策の意義および刑事政策の研究課題を理解することに合わせ、刑法理論・刑罰思潮の歴史的発展と学派の争いを概観することを通じ、刑罰目的と刑罰機能についての理論を学ぶ。また、我が国の刑罰制度の概要の理解と運用状況の分析を行う。

第5講 死刑制度をめぐる問題①（死刑の運用状況、死刑の執行方法、死刑廃止をめぐる世界の動向、死刑存廃論）

主な内容：死刑の運用状況、死刑の執行方法、死刑廃止をめぐる世界の動向、死刑存廃論

ねらい：我が国における死刑制度の運用状況を把握するとともに、死刑執行方法をめぐる議論、死刑存廃論の議論状況を確認する。

第6講 死刑制度をめぐる問題②（死刑の適用基準、死刑の代替刑）

主な内容：死刑の適用基準、死刑の代替刑、死刑の執行猶予制度

ねらい：死刑の適用基準についての議論と実証的分析の動向の確認、死刑の代替刑をめぐる議論を確認する。

第7講 自由刑

主な内容：自由刑の本質、自由刑の歴史、自由刑単一化論、短期自由刑をめぐる問題

ねらい：近代自由刑の誕生と発展を学ぶことを通じ、自由刑の本質を理解するとともに、自由刑をめぐる問題として自由刑単一化論、短期自由刑をめぐる議論の概要を把握する。

第8講 施設内処遇

主な内容：犯罪者処遇の基本理念、我が国における施設内処遇制度の変遷、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の概要

ねらい：犯罪者処遇の基本理念を学び、我が国における施設内処遇制度の変遷にふれつつ「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づく施設内処遇の概要を学ぶ。

第9講 社会内処遇の基本的理解

主な内容：社会内処遇の意義、更生保護法に基づく社会内処遇制度の概要

ねらい：社会内処遇制度の概要を把握し、更生保護法に基づく処遇制度（仮釈放、保護観察）の概要を学ぶ。

第10講 社会内処遇の運用と課題、罰金刑

主な内容：更生保護、財産刑の種類、財産刑の刑事政策的意義、罰金刑の本質、罰金刑の運用状況

ねらい：講義前半は社会内処遇制度のうち、更生保護（応急の救護、更生緊急保護）、更生保護施設の概要を学ぶ。後半は、財産刑の刑事政策的意義を理解するとともに、刑事制裁としての罰金刑の本質と運用状況とその刑事政策的意義を学ぶ。

第11講 女性犯罪への刑事政策的対応

主な内容：女性犯罪の発生状況、女性犯罪の原因、女性犯罪の処遇

ねらい：女性犯罪に対する有効な刑事政策的対応を検討するために、女性犯罪の発生状況および女性犯罪の原因を検討するとともに、女性受刑者に対して配慮すべき処遇上の問題を確認し、女性犯罪者への有効な処遇のあり方を検討する。

第12講 犯罪精神医学の概要

主な内容：犯罪精神医学の概要、司法精神医学の概要

ねらい：精神障害の概念と分類、精神疾患と犯罪の関係、人格障害と犯罪の関係に関する精神医学からの犯罪学研究成果にふれ、精神医療と刑事司法の交錯領域を検討する上での基本的理解を身に付ける。

第13講 保安処分・心神喪失者等医療観察法における処遇

主な内容：刑罰と保安処分の関係、心神喪失者等医療観察法の概要

ねらい：保安処分の本質、刑罰と保安処分の関係をめぐる議論を概観するとともに、心神喪失者等医療観察法の概要、同法による治療処遇の概要を把握する。

第14講 高齢者犯罪への刑事政策的対応

主な内容：高齢犯罪者への刑事政策的対応

ねらい：高齢者犯罪の動向、高齢者犯罪の原因および特徴を確認するとともに、高齢犯罪者の処遇上の問題を確認し、高齢犯罪者への有効な刑事政策的対応を検討する。

第15講 高齢・障害を理由とした処遇困難者の処遇のあり方

主な内容：処遇困難者の現状、処遇困難者の社会復帰、司法と福祉の連携

ねらい：高齢・障害を抱える受刑者の処遇と社会復帰をめぐる状況を分析するとともに、今日取り組まれている入口支援および出口支援の運用状況の分析も行い、司法と福祉の有効な連携のあり方を模索する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②課題15%、③平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度、欠席は減点対象とする）15%とする。

刑事法特論（少年法・被害者保護法）

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法学部教授 渡邊 一弘

<授業の目的と到達目標>

本授業では、少年法の基本理念と基本構造および犯罪被害者保護法制の基本理念と基本構造を理解し、実務法曹として必要な能力を身につけることを目的とする。

到達目標については、少年法については、少年犯罪の動向、最近の少年犯罪の特徴についての正確な理解を身に付け、少年司法制度の存在意義を理解すること、少年保護の利益と社会の利益の双方にとって有効に機能する少年司法制度の在り方を模索する能力を身に付けること、近年の少年法改正の動向を理解し、今後の我が国の少年法のあり方を検討しうる能力を身に付けること、被害者保護法については、犯罪被害の実態を理解したうえで、犯罪被害者等がどのような支援を必要としているかを把握し、適切な犯罪被害者保護法制の在り方を検討しうる能力を身につけることとする。

<科目の概要と方針>

本授業では、第1講から第12講において、少年法の基本理念の理解および少年司法制度の基本構造を把握するために少年法の基礎についての説明を行った後、少年司法手続の流れに沿って、少年司法制度の各段階における基本問題の理解に取り組む。第13講から第15講においては、刑事司法における被害者保護法制の概要を把握するとともに、社会的関心が高まりつつあるファミリー・バイオレンス領域における被害者保護法制である児童虐待防止法と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、高齢者虐待防止法の概要の把握を行う。

授業については、教員作成のレジュメに沿って、質疑応答を通じた受講生の理解度の確認も交え、講義を展開する。受講生は、授業の該当部分について、教科書・参考書を用いて予習を行ったうえで、講義に出席していただきたい。

<教材>

教科書：丸山雅夫『少年法講義（第3版）』（成文堂、2016）

岩井宜子『刑事政策（第7版）』（尚学社、2018）

参考書：田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法（第4版）』（有斐閣、2017）

岩井宜子編『ファミリー・バイオレンス（第2版）』（尚学社、2010）

法務省法務総合研究所編集『平成30年度版犯罪白書』

<科目の内容>

第1講 少年法の法的性質、少年法の歴史的発展、少年法の基本構造

主な内容：少年法の基礎的理解（少年法の法的性質、少年法の歴史的発展）、少年法の基本構造、少年司法システムの特徴と特殊性

ねらい：少年法を理解するうえでの基礎として、少年法の法的性質、少年法制の歴史的発展を学ぶことを通じ、刑事実体法および刑事手続法の特別法としての少年法の概要および児童福祉法と少年法の関係についての理解を深める。さらに、少年司法と刑事司法との相違や少年司法を刑事司法から独立して存在させる意義についての検討を通じ、少年司法制度の基本構造と刑事司法制度との比較における特殊性を理解する。

第2講 少年期特性の理解と少年観、刑法と少年法の関係、少年法による強制的介入の正当化原理

主な内容：非行少年の法的概念、少年司法制度設立の前提となる少年像の理解（少年観）、刑法と少年法の関係、刑事未成年制度の趣旨、触法少年に対する保護的介入の正当化原理、犯罪少年に対する保護処分優先主義に基づく対応の正当化原理、触法精神障害少年に対する処遇

ねらい：少年司法制度設立の前提となる少年像の理解（少年観）を含めた少年司法における福祉モデルと司法モデルの基本構造を学ぶとともに、少年法による強制介入原理および非行少年を保護処分に付することの正当化原理についての理論的検討を試みる。

第3講 非行の発見過程①

主な内容：非行の発見過程と発見活動、発見活動の主体と発見されるべき非行少年

ねらい：犯罪捜査と非行少年の発見手続の相違、発見活動の主体と発見されるべき非行少年、発見後の対応（送致、報告、通告）とその方法と効果について概観する。

第4講 非行の発見過程②

主な内容：犯罪容疑少年の発見活動、触法容疑少年の発見活動、虞犯容疑少年の発見活動

ねらい：犯罪容疑少年の発見活動、触法容疑少年の発見活動、虞犯容疑少年の発見活動について、それぞれの対象ごとに手続を概観する。

第5講 家庭裁判所の事件受理、調査過程①

主な内容：家庭裁判所による事件受理、観護措置、調査過程、法的調査と社会調査、少年鑑別所による鑑別

ねらい：家庭裁判所による事件受理手続に関し、少年法における不告不理の原則の適用範囲、観護措置、法的調査と社会調査、少年鑑別所による鑑別に関する各手続のあり方を理解するとともに、法的な問題点の検討を行う。

第6講 調査過程②

主な内容：家庭裁判所調査官による社会調査、社会調査と適正手続、調査を経た事件の扱い

ねらい：調査過程のうち、家庭裁判所調査官による社会調査を中心に手続の概要を把握する。また、調査を経た事件の扱いについて、審判不開始、他の法システムへの移送、審判開始決定という決定についての理解を行う。

第7講 少年審判、少年審判の対象

主な内容：少年審判、少年審判の対象

ねらい：少年審判について、審判過程、試験観察、少年審判対象論、要保護性概念をめぐる議論についての検討を行う。

第8講 保護処分決定（保護処分概論、保護観察）

主な内容：保護処分の基本的理解、少年に対する保護観察の理解

ねらい：保護処分決定についての基本的理解を深めるとともに、試験観察を含めた社会内処遇としての保護観察の内容を把握と運用状況の分析を行う。

第9講 保護処分決定（児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致）

主な内容：保護処分（児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致）

ねらい：児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の各保護処分の内容を把握するとともに運用状況の分析を行う。

第10講 検察官送致決定

主な内容：検察官送致規定と刑事処分相当性

ねらい：少年審判における刑事処分相当性をめぐる議論、保護処分と刑事処分の関係をめぐる議論の概要を把握する。

第11講 少年の刑事事件

主な内容：少年刑事事件の意義と要件、少年の刑事処分に関する特則

ねらい：少年の刑事事件の手続を概観するとともに、死刑と無期刑の緩和や不定期刑など少年の刑事処分に関する特則を理解する。

第12講 少年事件の裁判員裁判

主な内容：裁判員裁判における少年事件の量刑傾向、裁判員裁判における少年調査記録の取り扱い

ねらい：裁判員裁判における少年事件について、少年調査記録の取扱いをめぐる問題状況を分析するとともに、少年事件の量刑傾向についての分析にも取り組む。

第13講 被害者学の発展と犯罪被害者の法的保護

主な内容：被害者学の基本的理解、犯罪被害者給付金制度の内容、我が国における被害者保護法制の展開、刑事司法における犯罪被害者への配慮

ねらい：被害者学の発展と概要を確認するとともに、我が国における被害者保護法制を概観する。

第14講 児童虐待対策法制度の概要

主な内容：児童虐待の実態、児童虐待の病理、児童虐待対策法制度の概要

ねらい：今日、社会問題として大きな注目を集める児童虐待をめぐる問題について、児童虐待の実態分析および児童虐待の病理についての犯罪学的分析を行うとともに、我が国における児童虐待対策法制度の概要を把握する。

第15講 配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律、高齢者虐待防止法の概要

主な内容：配偶者からの暴力の病理と実態、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要、高齢者虐待防止法の成立の背景、高齢者虐待防止法の概要

ねらい：児童虐待と同様、社会問題として大きな注目を集める配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）と高齢者虐待をめぐる問題について、配偶者からの暴力の病理と実態

の分析、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要、高齢者虐待防止法の成立の背景、高齢者虐待防止法の概要の理解に取り組む。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験70%、②課題15%、③平常点（質疑応答や出席状況を含む平常の授業態度、欠席は減点対象とする）15%とする。

法医学

配当年次：2・3年次

後期15週×毎週1コマ（2単位）

法科大学院客員教授 大野 曜 吉

<授業の目的と到達目標>

- ア 法医学とはなにか、さまざまな事例から法医学の司法に果たす役割を理解する。
- イ 法医学に関する医学用語の基本的なものについて、その定義・用法を理解する。
- ウ 死因、死後経過時間推定、個人識別など法医学の現状と問題点を理解する。
- エ 法医学における種々の問題と裁判との関連を具体的事件例から学習し、将来の実務活動の一助とする。

<科目の概要と方針>

法医学の立場から刑事事件、民事事件を見てみると、法医学的あるいは医学的に妥当な結論が必ずしもすべての裁判で下されているとは言い難い。事実、法医学者として、あるいは医師として受け入れ難い判決例が存在する。それは最終的には判決を下した裁判官の責任であるが、その事件に関係して鑑定や証言をした法医学者・臨床医のみならず、それを利用し、あるいは見過ごした検察官・弁護士という法曹実務家の責任も大きい。そこで、そのような専門家の証言等を批判的に検討できる実力を有した法曹実務家を養成するため、法医学的判断能力、医学的・科学的事実認定能力のある人材の育成が求められる。

従って、具体的には単に法医学的基礎知識の羅列にとどまらず、法医学上の具体的な問題点、特に鑑定や裁判上の問題点が認識できるような内容としたい。

<科目の内容>

通常の「法医学」の講義より、現場に即した内容を多く盛り込みたい。受講人数にもよるが、単に講義だけではなく、それぞれのテーマにそって、一部で実習などを加えた実践的内容となるよう計画する。

水曜日：4時限

9月25日 第1回 法医学総論・検死制度

主な内容：法医学の扱う範囲と関連分野、日本における異状死体の取り扱いについて

ねらい：法医学と関連する分野が医学・科学の広範囲にわたること、日本における異状死体の取り扱いと解剖システムについて理解する。特に、司法解剖・行政解剖・承諾解剖の違い、監察医制度について理解する。また、2013年4月から開始された新たな解剖制度を知る。

10月2日 第2回 死の定義、死の判定、脳死

主な内容：死の定義と判定方法、脳死の定義と判定方法、実際の脳死事例について

ねらい：死の定義と判定方法、医師の役割を理解する。臓器移植法の要点を理解し、実際の脳死事例について供覧し、理解を深める。

10月9日 第3回 早期死体現象・晩期死体現象

主な内容：死体現象について

ねらい：死体の変化について理解し、死後経過時間推定法についてその現状と限界を理解する。

10月16日 第4回 直腸温降下曲線法による死後経過時間推定

主な内容：直腸温からの死後経過時間推定法について

ねらい：物理的現象である直腸温の降下からどのような原理に基づいて死後経過時間を推定するかについて知識を得る。微分方程式を提示するが、その解を得るまでの知識は求めない。

10月23日 第5回 創傷と成傷器

主な内容：創傷の定義・分類と名称、創の各部位の名称、成傷器との関係

ねらい：創傷の定義・分類と名称、創の各部位の名称を明確に理解する。創と成傷器の関係、成傷器の推定とその限界あるいは例外、刑事裁判上の争点の一つとなることを理解する。

11月6日 第6回 創傷の記載と記録（実習あり）

主な内容：創傷を記述する実習

ねらい：前回の続きで事例を紹介すると共に、実際に創の図を配布して、文章として記載してみる。創の記載の鑑定における重要性を、身をもって理解する。

11月13日 第7回 頭部損傷

主な内容：死因となるような頭部損傷について

ねらい：脳を含む頭部損傷についてその分類と名称を知ると共に、頭蓋と脳、血管の損傷における特殊性を理解する。

11月20日 第8回 窒息

主な内容：法医学上重要な窒息の種類と定義、分類について

ねらい：事例を供覧しながら窒息の種類・分類を理解する。

11月27日 第9回 索状物の取り扱い（実習あり）

主な内容：窒息の事例の続きと、死体に関与した索状物の取り扱いの実習

ねらい：索状物の結紮がどのようになっているかを記録し、再現する実習を通して死体に関与した索状物をどのように取り扱うかを知る。

12月4日 第10回 溺水

主な内容：溺水についての現状と診断法、問題点について

ねらい：溺水の現状を理解し、なにが問題となるのかを知る。

12月11日 第11回 大量死亡と法医学

主な内容：大量の死者を伴う事故・災害に際しての法医学の役割

ねらい：航空機事故や大震災の際に法医（法医学の医師）の行った実際の活動を通して、法医学の役割と個人識別の種々の方法を理解する。

12月18日 第12回 保険と民事鑑定例紹介

主な内容：損害保険・生命保険に関連した民事鑑定例について

ねらい：損害保険・生命保険に関連した民事鑑定例を通して、民事事件における法医学の役割を理解する。

1月8日 第13回 解剖と刑事鑑定例紹介

主な内容：司法解剖事例とその他の刑事鑑定について

ねらい：最近の解剖事例やその他の刑事鑑定を通して、刑事事件における法医学の役割を理解する。

1月15日 第14回 ロザール事件

主な内容：ロザール事件について

ねらい：ロザール事件について行なった鑑定を通して、法医学の裁判に果たす役割と刑事裁判の現状の一端を理解する。

1月22日 第15回 トリカブト事件

主な内容：自然毒とトリカブト事件について

ねらい：いかにして本事件が解決されるに至ったか、事件の顛末を知り、法医薬毒物分析の重要性、法医解剖の重要性を理解する。また、自然毒について、作用機序などの理解を深める。

<受講要件等>

特に制限は設けない。ただし、講義内容は相当に具体的となるので、守秘を遵守願いたい。

本科目では、学部において法医学またはそれに類する講義を受講していなかったことを前提に、その場合にも必要な知識が身につくように指導したい。

<受講者への要望>

まじめで、熱意のある方を希望する。近い将来、事件解決に共同できるような優れた能力を持つ学生の受講を期待する。

<成績評価方法>

成績評価は、①期末試験（筆記試験）85%、②平常点（主に実習への参加状況、各講義への欠席は減点する）15%。

<教員紹介>

1978年東北大学医学部卒、同大学院・助手を経て、1985年琉球大医学部法医学助教授、1990年日本大学医学部法医学助教授、1992年日本医科大学大学院法医学分野教授。2011年より本学法科大学院客員教授。2019年3月日本医科大学定年退職。